

・新規加盟国の EU 指令への対応状況（チェコ、ハンガリー、ポーランドを中心に）

1．加盟交渉における EU 指令準拠の進捗状況及び移行措置

ここでは、EU 加盟交渉終了後の 2003 年 9 月時点での 3 カ国の EU 環境指令（環境アキ）への対応状況について、欧州委員会発表資料⁵⁵を主とする各種資料を基に、チェコ、ハンガリー、ポーランドの 3 カ国を中心に指令分野ごとに状況を概観する。欧州委員会環境総局が 2004 年 4 月 19 日に発表した EU 拡大と環境に関する資料などでは、新規加盟国による環境アキについて、各国での国内法制化はこの時点でほぼ完全に完了していたとされている。

EU 加盟の原則として、候補国は EU で定められている各分野の指令等 EU 法を国内法として整備し、加盟日より遵守することが求められる。長期にわたる加盟交渉を続ける中で、欧州委員会が各国の進捗状況をモニターし、改善が必要な点は当該国に勧告を行うというプロセスを、求められる水準に達するまで繰り返さなければならない。

ただし、インフラ整備などで施行には多額の投資を必要とするなど、やむを得ない理由で加盟日までには指令を遵守できないケースについては、例外措置として移行期間が与えられた。新規加盟国は移行措置の申請に際し、当該指令施行に向けた明確な財務計画を欧州委員会に提出することを義務付けられ、法的拘束力のある中間目標が設定される。また、指令施行の進行状況についても欧州委員会に定期報告書を提出するなど、厳しい管理が行われる。

各国に認められた移行措置の内容については、以下文中で適宜後述するが、全ての新規加盟国で共通して最も多く移行措置が与えられた 5 項目は、都市廃水処理（10 カ国）、包装廃棄物のリカバリーとリサイクル（9 カ国）、大規模燃焼施設の大気汚染（9 カ国）、ガソリン備蓄による揮発性有機化合物（VOC）排出（7 カ国）、IPPC 指令（5 カ国）であった（表 11 参照）。なお、EU は加盟交渉の当初から、下記に関して移行措置は与えないとの方針であった。これらに関しては、大規模なインフラ整備が要求され、整備が長期にわたることが必要な場合に移行措置を考慮することになった。

- 環境アキの国内法制化（国内法施行とは別である）
- 枠組み指令
- 自然保護関連法規
- 国内市場に必須な法規（製品関連法規など）
- 新規施設

⁵⁵ “Comprehensive monitoring report of the European Commission on the state of preparedness for EU membership of the Czech Republic, Estonia, Cyprus, Latvia, Lithuania, Hungary, Malta, Poland, Slovenia and Slovakia”, European Commission(2003 年 11 月に欧州委員会が発表した、新規加盟予定(当時) 10 カ国の環境分野以外も含む各分野での加盟準備進捗状況を示した定期報告書。)

表 11： 加盟交渉終了時に合意された主要な指令の移行措置

分野	キプロス	チェコ	エストニア	ハンガリー	ラトビア	リトアニア	マルタ	ポーランド	スロバキア	スロベニア
大気										
VOC			2006		2008	2007	2004	2005	2007	
液体燃料の硫黄含有量	1年*							2006		
廃棄物										
埋立			2009		2004			2012		
包装廃棄物	2005	2005		2005	2007	2006	2007	2007	2007	2007
焼却				2005					2006	
廃棄物輸送								2007		
水質										
都市廃水処理	2012	2010	2010	2015	2015	2009	2007	2015	2015	2015
飲料水			2013		2015		2005			
危険物質							2007	2007	2006	
自然保護										
鳥類							2008			
オオヤマネコ										
産業汚染										
大型燃焼施設		2007	2015	2004		2015	2005	2017	2007	
IPPC					2010			2010	2011	2011
化学物質										
アスベスト					2004					
放射線保護										
医療被曝					2005			2006		

* 特定の液体燃料に含有される硫黄分について指令で1年間の適用除外が認められた。
油頁岩のみ。
オオヤマネコの厳重な保護についてエストニアのみに対する特別規定が設定された。
キプロスは、Dhekalia 及び Vasilikos にある燃焼施設のボイラーから排出される二酸化硫黄の
(1,700/Nm³) について、大型燃焼施設指令の第4条(3)及び付則 パート A に則り、特別規定が認められた。

出所：“Environmental Requirements at the End of Accession Process”,
European Environmental Bureau (December 2003)

(1) 総合的法律 (horizontal legislation)

「総合的法律」とは、特定の分野や製品などに関するものではなく、総合的な環境管理に関する法律である。これに含まれる指令は、「環境影響アセスメント(EIA)指令」(85/337/EEC、改正97/11/EC)、「環境情報へのアクセスの自由に関する指令」(90/313/EEC)、「環境指令施行の報告書に関する指令」(91/692/EEC)などがある。

チェコ、ハンガリー、ポーランドともに、総合的法律の分野における国内法への移管は2003年11月時点でほぼ終了し、環境アキに準拠していた。立法化が終わっていなかったのは、2004年7月までに準拠する必要があった「戦略的環境影響アセスメント(SEA)指令」(2001/42/EC)である。戦略的環境影響アセスメントを管轄する当局の指名がまだ行われていなかった。いずれの国も、関連の行政面は整備され十分機能していた。そのほか、チェコに関しては、「環境影響アセスメントに関するEU指令(EIA指令)」についても、加盟日までに完全な国内法移管を実

施する必要があった。

(2) 大気環境

ハンガリー及びポーランドについては、2003年11月までに同分野での国内法の整備が完了し、環境アキに準拠していた。行政面の対応も整い、機能していた。チェコについては、「大気中のオゾンに関する指令」(2002/3/EC)及び「ガソリンの貯蔵とターミナルからガソリンスタンドへのガソリン輸送に起因する揮発性有機化合物(VOC)排出制限に関する指令」(94/63/EC)については完全準拠には至っていなかったものの、これらを除いては国内の法制化が完了し、環境アキに準拠していた。行政面の対応は整い、機能していた。

【 移行措置 】

「ガソリンの貯蔵と、ターミナルからガソリンスタンドへのガソリン輸送に起因する揮発性有機化合物(VOC)排出制限に関する指令」(94/63/EC)

下記の国については、ターミナルにある既存のガソリン備蓄施設や移動型コンテナの積載・積み降ろしなどに関する要件に、移行期間が与えられた。ただし、最も効率的な方法で環境への影響を軽減するために、処理量の多いターミナルやガソリンスタンドが優先される。

ポーランド 2005年末(処理量が年間150,001トン以上のターミナルについては、移動型コンテナの積載・積み降ろしに関する要件は2005年1月1日から適用。)

マルタ 2004年末

エストニア 2006年末

リトアニア スロバキア 2007年末

ラトビア 2008年末

「大規模燃焼施設からの一部汚染物質の大気中への排出制限に関する指令」(2001/80/EC)

ハンガリー 国内8カ所の燃焼施設について、同指令が定める二酸化硫黄、窒素二酸化物及び塵の排出上限値は、遵守期限が2004年12月末までとされた。

「特定の液体燃料における硫黄含有量削減に関する指令」(1999/32/EC)

ポーランド 2006年末までは指令に規定されている以上の硫黄分を含有する燃料油を使用することが認められた。これは主に中小規模の施設における暖房に使用されるもの。

(3) 廃棄物管理

チェコ、ハンガリー、ポーランドいずれの国も「廃車指令」(2000/53/EC)については2003年11月時点で国内法が整備されていなかった。チェコについてはさらに、「包装廃棄物指令」(96/62/EC、改正2004/12/EC)についても遅れが見られ

た。

チェコでは、EUの「包装廃棄物指令」(94/62/EC、改正2004/12/EC)に沿った国内法として、「包装法及びその他特定の法令の改正 (Act on Packaging and Amendment of Certain Other Acts)」が2001年12月4日に採択された。同法によりチェコ政府は、デポジットが課される製品が包装の種類を特定することができる。なお、包装廃棄物のリカバリーとリサイクルの割当、ポリ塩化ビフェニール(PCBs)及びポリ塩化テルフェニール(PCTs)に関する設備目録についての二次法も採択されている。

ハンガリーでは2001年1月に、「包装廃棄物指令」を含むEUの環境アキとハンガリー包装廃棄物法を調和させる「廃棄物法(Waste Management Act)」が施行された。同法では、廃棄物の分別回収と、廃棄物管理を容易にするための製品へのマーキングを業者に義務付ける発令権限を地方自治体にも与え、EUの包装廃棄物のリカバリー及びリサイクル目標を達成するためのタイムテーブルが示された。ハンガリーは2005年6月末までに同指令を完全準拠すると見られている。2002年1月に「廃棄物リスト」に関する政令が発効し、2002年5月には「廃棄法」及び「包装・包装廃棄物法」が採択され、廃棄物の焼却や二酸化チタン産業から排出される廃棄物に関するEU指令の国内法への移管も行われた。

ポーランドにおける「包装廃棄物指令」の国内法は、「事業者義務法(Act on the Duties of Entrepreneurs)」と「包装・包装廃棄物法」である。この2つの法律では、販売面積2,000平方メートル(以前は300平方メートルであった)以上の小売業者は包装廃棄物の分別回収の運営とそれへの資金提供、詰め替え容器を含む再利用可能な包装の段階的導入を義務付けられた。ただし、年間売上高13万5,000ユーロ以下の企業は2004年1月1日までこれらの義務を免除された。また同法では、リカバリー及びリサイクル率が達成できなかった場合の包装に対する高額な課徴金についても定められた。課徴金からの収入は、包装廃棄物のリカバリー及びリサイクル、さらに分別回収とリサイクルのための教育プログラムに使われる。同法はほかに、廃電気・電子機器、電池、潤滑油、タイヤのリサイクル目標も定めている。

行政面では3カ国とも一通り整備され機能していたが、**チェコ**では新たに設立された「廃棄物管理センター」の強化と、環境省との連携強化、及び地域レベルでの廃棄物管理プランの採択が必要であった。**ハンガリー**では、「地方環境検察官」と自治体に廃棄物処理対応の人員が不足し、地方での廃棄物処理計画の確立が完了していなかった。加盟日までに、廃棄物管理の監督システムと廃車の許可及び登録抹消システムの確立を行う必要があった。**ポーランド**では、地方・地域レベルで強化の必要があった。廃棄物管理に関する国内計画が採択された一方、これらの計画の県、郡(ポヴィアット)、町村(グミナ)レベルでの準備、廃棄物輸送監視システムの確立、廃車の登録抹消システムは、加盟日までに完了する必要があった。**チェコ**、**ハンガリー**、**ポーランド**いずれも、廃棄物回収システムの確立とリカバリー及び処理施設の設置については継続が求められた。

【 移行措置 】

「包装廃棄物指令」(94/62/EC、改正2004/12/EC)

エストニア以外の国について、指令94/62/ECに定められた包装廃棄物のリカバリー率とリサイクル率の達成について、中間目標(全て重量比)を設定したうえで移行期間が与えられた。改正指令2004/12/ECで規定された2008年12月末までのリカバリー率(最低60%)とリサイクル率(同55%~80%)の目標達成期限については、マルタ2013年、ポーランド2014年、ラトビア2015年、その他の7カ国については2012年までと設定されている。

チェコ 移行期間：2005年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに10%、2004年12%。(全体のリカバリー率)加盟日までに39%、2004年45%。

ハンガリー 移行猶予期間：2005年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに11%、2004年14%。(ガラスのリサイクル率)加盟日までに14%、2004年15%。(リカバリー率全体)加盟日までに40%、2004年43%。(2005年以降の全体のリサイクル率)46%。

ポーランド 移行期間：2007年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに10%、2004年14%、2005年最低15%。(金属のリサイクル率)加盟日までに11%、2004年14%、2005年最低15%。(全体のリカバリー率)加盟日までに32%、2004年32%、2005年37%、2006年43%。

キプロス 移行期間：2005年末。(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに10%、2004年に最低15%。(紙・ダンボールのリサイクル率)加盟日までに11%、2004年14%。(全体のリサイクル率)加盟日までに12%、2004年15%。(全体のリカバリー率)加盟日までに35%、2004年に41%。

ラトビア 移行期間：2007年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに11%、2004年12%、2005年13%、2006年14%。(全体のリカバリー率)加盟日までに33%、2004年37%、2005年42%、2006年46%。

リトアニア 移行期間：2006年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに10%、2004年に最低15%。(金属のリサイクル率)加盟日までに10%、2004年15%。(全体のリサイクル率)2004年最低25%。(全体のリカバリー率)加盟日までに21%、2004年32%、2005年37%。

スロバキア 移行期間：2007年末。中間目標：(金属のリサイクル率)加盟日までに7%、2004年9%、2005年11%、2006年13%。(全体のリカバリー率)加盟日までに34%、2004年39%、2005年43%、2006年47%。

スロベニア 移行期間：2007年末。中間目標：(プラスチックのリサイクル率)加盟日までに9%、2004年12%、2005年13%、2006年14%。(全体のリカバリー率)加盟日までに36%、2004年40%、2005年44%、2006年48%。

マルタ 特定の飲料についてガラスびん又は金属製小樽で流通させる既存の国内法を2007年末まで維持することが認められた。移行期間中に、これら飲料の包装廃棄物を回収、リカバリー、リサイクルするシステムを確立させる。

「廃電気・廃電子機器指令（WEEE 指令）」（2002/96/EC）

チェコ **ハンガリー** **ポーランド** **キプロス** **エストニア** **ラトビア** **リトアニア** **マルタ** **スロバキア** 2006 年 12 月 31 日までに、国民 1 人当たり年間平均で最低 4 キログラムの廃棄物を回収するという目標及び、メーカーに義務付けられた廃棄物の再利用とリサイクルに関する目標について、2 年の猶予を与えられた。

スロベニア 同様に 1 年の猶予が認められた。

「危険廃棄物の焼却に関する指令」（94/67/EC）

ハンガリー 一部の廃油及びその他の液体廃棄物の焼却施設、医療系廃棄物の焼却施設、固体及び液体の危険廃棄物焼却施設及び混合焼却施設については、同指令に規定された排出上限値と測定に関する要件が、2005 年 6 月末までは適用されない。

スロバキア 特定の廃棄物焼却施設について 2006 年末まで適用除外となった。

「廃棄物埋立地指令」（1999/31/EC）

ポーランド 同指令が定める水及び浸出水の管理、土壌と水の保護、ガスの管理と安定に関する要件は、ポーランドの地方自治体の埋立地には 2012 年 7 月 1 日まで適用されない。ポーランドでは地方自治体が処理する廃棄物は事実上全て埋め立てられており、EU 基準に準拠していない例が多いという状況を鑑みたもの。中間目標として、埋立廃棄物総量のうち、同指令に準拠しなくてよい廃棄物の量が 2011 年まで 1 年ごとに定められている。なおこの移行措置は、危険廃棄物及び産業廃棄物には適用されない。ポーランドは毎年 6 月 30 日に、同指令の段階的施行と中間目標の遵守に関する報告書を欧州委員会に提出しなければならない。

「欧州域内、及び域外から欧州域内に入出入りする廃棄物輸送の監督及び管理に関する欧州委員会閣僚理事会規則」（No 259/93）

ポーランド ガラスやプラスチック、砒素廃棄物、有鉛ガソリンのスラッジなど特定の廃棄物で、リカバリーのためポーランドに輸送されるものについて、ポーランドの当該当局は、2007 年末まで、異義を申し立てることができる。同規則の付則 4 に示された廃棄物のリカバリー目的の輸送については 2012 年末までに異義を申し立てることができるほか、付則 2、3、4 に掲げられた廃棄物で、IPPC 指令の遵守を一時的に猶予されている施設にリカバリーのために輸送される場合にも異義を申し立てることができる。

（４）水質

チェコ、**ハンガリー**、**ポーランド**については、加盟日までに国内法への移管が必要だった「新水枠組み指令」（2000/60/EC）以外は国内法への移管が行われて立法

化が終了し、環境アキに準拠していた。ハンガリーでは加盟までに、危険物質排出に関するプログラムと地表水に関する行動計画の最終版の作成が求められていた。飲料水のモニタリングについて、さらなる制度上の措置が必要であった。ポーランドは、飲料水のモニタリングの強化、硝酸塩の汚染を受けやすい地域の正式な最終確認、危険物質排出一覧の作成完了、硝酸塩及び危険物質に関する排出許可及びプログラムの更新、完成、採択の作業が加盟日までに必要とされた。なお、チェコについては「水浴水質指令」(76/160/EEC)についても国内法の整備が完了していなかった。

チェコでは、必要とされる指令施行のための機構は整備され、機能していた。水質関連の組織の数が多いため、関係組織間の調整に特に留意する必要があるほか、水質モニターの強化が求められた。加盟日までに、危険物質排出の一覧表作成と排出の認可の終了、及び硝酸塩及び危険物質のためのプログラムの完成と採択が必要であった。ハンガリーでは、行政面の対応は整い十分に機能していたが、省庁と地方当局間の協力を促進する必要がある。ポーランドでは、行政面の整備も整い、機能していた。

【 移行措置 】

「都市廃水処理指令」(91/271/EEC、改正 98/15/EC)

全ての新規加盟国で、運河と処理施設の建設について猶予期間が与えられた。環境保全地域における廃水処理を優先するための中間目標が設定された。

チェコ 同指令が規定している都市廃水処理の回収システムと処理に関する要件に関して、移行期間は 2010 年末までとされた。中間達成目標として、人口 1 万人を超える地域のうち 18 の地域が遅くとも加盟日までに、さらに 36 地域が 2006 年末までに指令を遵守しなければならないと規定された。

ハンガリー 同指令に定められた都市廃水処理の回収システムと処理に関する要件は、完全遵守の期限が 2015 年末までとされている。中間目標として、人口 1 万人を超える地域は 2008 年末まで、人口 1 万 5,000 人を超える地域は 2010 年末までに同指令を遵守することが定められている。また、同指令の付則 3 に挙げられた産業部門に属する工場から排出される生物分解性の産業廃水に関する要件については、10 カ所の工場に関し、遵守の期限が 2008 年末までとなっている。

ポーランド 都市廃水の回収システム及び処理に関する要件の完全遵守については、2015 年末まで移行期間が与えられている。中間目標として、2005 年末までに 674 カ所の人口過密地域で同指令への遵守達成が定められ、これが 2010 年末までに 1,069 カ所、2013 年末までに 1,165 カ所となっている。また、同指令第 13 条に定められた生物分解性産業廃水に関する要件については、移行期間は 2010 年末までとなっている。

マルタ 移行期間：2007 年末。

リトアニア 移行期間：2009 年末。

エストニア 移行期間：2010 年末。

キプロス 移行期間：2012 年末。
ラトビア スロバキア スロベニア 移行期間：2015 年末。

(5) 産業汚染

チェコについては、国内法は整備され、環境アキに準拠していた。行政面の対応も整い機能していたが、「IPPC 指令」(96/61/EC) の効果的な施行のためにさらなる注意を払う必要があった。IPPC 指令の規則に則り、全ての施設に統合事業許可証を発行する体制は強化されたが、加盟日までに IPPC 指令で事業許可取得を義務付けられた全ての新規施設に許可を発行し、2007 年 10 月までに全ての既存施設に許可の発行を継続するため特に注意を払う必要があった。産業リスク管理については国内法制化は完了し、環境アキに準拠していた。しかし、大規模事故の危険に関する条項の実施については特に注意を要し、加盟日までに完了させる必要があった。

ハンガリー及びポーランドについては、「特定の大気中の汚染物質に対する国別排出上限指令」(2001/81/EC) が 2003 年 11 月時点では国内法整備が完了していなかった。ポーランドについては「大規模燃焼施設からの一部汚染物質の大気中への排出制限に関する指令」(2001/80/EC) についても完了していなかった。それ以外について一通り立法化が完了し、環境アキに対応していた。

行政の対応能力についても、ハンガリーについては基本的に整い機能していたが、加盟日までに、IPPC 指令が求める、全ての新規施設に事業許可証を発行し既存施設には 2007 年 10 月末までに許可証の発行を継続するため、人員と人員養成の両方の点でより一層の努力が必要であった。産業リスク管理については、国内の法制化は完了し、環境アキに準拠していた。大規模災害の危険に関しては進展が見られたものの、通知システム及び危険をもたらす施設の認定システムの確立、安全報告の評価がまだ完了していなかった。ポーランドでは行政面の対応も整っていたが、加盟日までに、IPPC 指令に従って全ての新規施設に事業許可証を発行し、既存施設にも 2007 年 10 月末までに発行を継続するため、さらなる努力が必要であった。また、産業リスク管理については、国内法整備は完了し、環境アキに準拠していた。大規模災害の危険に関する条項の施行は加盟日までに行わなければならなかった。

【 移行措置 】

「IPPC 指令」(96/61/EC)

ポーランド 既存施設への事業許可発行に関する要件は、熱出力が 50MW を超える焼却設備及び不活性廃棄物を除いた容量が 25,000 トンを超え、1 日当たりの受け入れ量が 10 トンを超える埋立地については、2010 年末まで遵守で猶予を与えられている（当該焼却設備及び埋立地のリストは加盟条約付則 7 に記載）。また、加盟条約付則 7 に記載された 66 カ所の既存施設については、それぞれ特定された期日まで事業許可発行の要件が適用されない。しかし、これら 66 カ所の焼却設備と埋立地には 2007 年 10 月末までに完全に統合された許可証が発行される。この移行措置は 1997 年以前に運用を開始した施設に適用されるもの。

ラトビア 移行期間：2010 年末

スロベニア **スロバキア** 移行期間：2011 年末

ただし、いずれの国も、2007 年 10 月末までに既存施設への事業許可発行を行わなければならない。新規施設については全て加盟までに同指令を遵守することを義務付けられた。

「大規模燃焼施設からの大気汚染物質排出制限指令」(2001/80/EC)

チェコ 同指令では、二酸化硫黄の排出に関し制限が設けられているが、ブジェロフ(Prerov)加熱プラントの K4 ボイラーと、Nová Hut プラントの K11 ボイラーは、2007 年末までこの制限が適用されない。

ポーランド

- 二酸化硫黄の排出上限・・・1987 年以前に稼働した国内 36 カ所の施設について、移行期間中の二酸化硫黄の排出量に上限(2008 年に年間 45 万 4,000 トン、2010 年同 42 万 6,000 トン、2012 年同 35 万 8,000 トン)を設定したうえで、最高 2015 年末までの移行期間が与えられた。
- 二酸化窒素の排出規制・・・熱出力 500MWh を超える国内 21 カ所の施設について、移行期間中の二酸化窒素排出量に上限(2008 年で年間 25 万 4,000 トン、2010 年同 25 万 1,000 トン、2012 年同 23 万 9,000 トン)を設定したうえで 2017 年まで移行期間が与えられた。
- 地方自治体が運営する 29 カ所の熱発生施設から排出される塵・・・同規則が規定する塵排出の上限値の適用に関し、2017 年 12 月末までの猶予期間が与えられた。
- 中間目標として、これらの施設からの各物質の排出量は下記を超えないものと規定されている。
 - 二酸化硫黄 2008 年： 2001 年時点における当該部門の総量の 20%
2013 年： 2001 年時点における当該産業の総量の 13%
 - 二酸化窒素 2016 年： 2001 年時点における当該部門の総量の 24%
 - 塵 移行期間全て： 2001 年時点における当該部門の総量の 2%
- 2008 年 1 月 1 日及び 2012 年 1 月 1 日までに、まだ同指令に準拠していない施設における段階的遵守に関する最新計画(投資計画も含む)を欧州委員会に提出する。これらの計画は、上記の中間目標に沿ってさらなる排出削減を保証し、二酸化硫黄の排出目標は 2010 年で 40 万トン、2012 年で 30 万トンとする。

マルタ 新規施設につき 2005 年末までの移行期間が認められた。

スロバキア 新規施設につき 2007 年末までの移行期間が認められた。

エストニア **リトアニア** ポーランドと同様、1987 年以前に稼働した施設について 2017 年までの移行期間が認められた。

キプロス 2002 年 9 月時点で稼働している 2 燃焼施設 (Dhekelia と

Vasilikos) のボイラーについて、条件付きで特別の排出上限 (1,700 mg/Nm³) が設定された。

その他の指令

ポーランド

- 「EU 指令 76/464/EEC 付則目録 1 に含まれる特定危険物質の排出の上限値と質目標に関する指令」(86/280/EEC)
水生環境への特定危険物質の排出は 2007 年末まで認められる。環境負荷軽減のため、これらの物質の排出は許可制となっている。なお、指令 86/280/EEC の付則 2 に掲げられた DDT、アルドリン、ジエルドリン、イソドリンの排出上限値は加盟日から適用されている。
- 「塩素アルカリ電気分解産業による水銀排出の上限値と質目標に関する指令」(82/176/EEC、改正 91/692/EEC)
- 「カドミウム排出の上限値と質目標に関する指令」(84/156/EEC、改正 91/692/EEC)
- 「塩素アルカリ電気分解産業以外の産業による水銀排出の上限値と質目標に関する指令」(82/176/EEC、改正 91/692/EEC)

(6) 化学物質及び遺伝子組換え体 (GMO)

チェコ及びハンガリーについては、「遺伝子組換え体の環境への意図的放出に関する指令」(2001/18/EC) を除いては立法化が終了し、環境アキに準拠していた。ただし、ハンガリーでは、遺伝子組換え体に関して制度上及び手続き上でまだ完成していなかった。

ポーランドでは殺生物剤 (バイオサイド) に関するものを除き立法化は完了し、環境アキに準拠していた。

チェコでは行政面での対応は整い、十分機能していた。ハンガリーは行政面での対応は整い機能していたが、人員の不足が見られた。関係組織間の協調がさらに強化される必要があった。ポーランドでは、国内法の施行は計画通り進行し、行政面も整備され機能していた。殺生物剤について、加盟日までに認可手続きを確立する必要があった。関係機関の間の協調をさらに強化する必要があった。

2. 環境アキ対応における阻害要因・問題点

新規加盟国の加盟プロセスにおける環境アキ対応では、以下のような阻害要因や問題点が生じた。これらの中には、EU 加盟に向けた急激な動きに追いつくのは容易ではない実態も見られた。ただし、これまでの EU 拡大でも既加盟国に比べて経済力やインフラ整備が遅れている国々もこうしたプロセスを経て成長してきたことを考えると、これも加盟プロセスの一環であり、一過的な問題であると捉えることができる。

(1) EU 法への適合プロセスにおける問題

膨大な量の法律の短期間での導入

多くの新規加盟国に共通して問題となった分野が、EU 環境アキへの適合プロセスである。EU 環境法の数 300 を上回り、EU が過去 30 年間以上の歳月をかけて整備してきた数千ページにわたる膨大な量の条項が含まれているが、EU 加盟前の 4～6 年間という短期間で国内法を整備することが求められた。ハンガリーではスタッフ力量を超える量だったと認めている。

既存の法体制

EU 法と国内法の整合性において、根本的に法体系が異なるために準拠が容易でない場合もある。EU 法には、例えば、ハンガリー法には存在しない法律概念や用語が使われているが、適合プロセスではスピードが求められたため、実際にはスピードを優先したため導入がやや機械的に行われ、こういった相違点に仔細にわたって対応する余裕はなかったのが実情という。

また、ハンガリーには、互いに関連しあった法律分野がある。行政法、刑法、懲罪法、民事法、労働法があり、EU 法規の大部分をある法律分野には導入したにもかかわらず、これと隣り合った法律分野には導入していない。このため、行政法に対する重大な侵害・違反への制裁方法について、これから刑法分野が追いつく必要が出てきている。効果的な適合には統一性が不可欠だが、十分な見直しがないまま単純に置き換えたケースもあった。そのため、将来的に EU 法に準拠していく際に問題が出てくる可能性もあり、これはハンガリーにとって今後重要な課題となってくると考えられるが、EU の環境法がハンガリーの環境システムの中に根付くには、ある程度の時間が必要である。

国内法整備では、ポーランドのように、環境問題でも複数の省庁が関与している場合には省庁間の調整と審議に時間がかかるという問題に面した国もある。

EU 環境法に関する知識の不足

導入にスピードが必要だったことに加え、EU 法には独自の論理が適用されていることから、国内で EU 法に対する専門知識がなく、資源と知識不足が問題となっ

た国も少なくない。

ハンガリーではこれらのことが要因となり、採択された法規制の質にも大きな影響を与えたという。ハンガリーでは EU 法の教育が実施されてから非常に短い期間しかたっていなかったため、若手弁護士にしか馴染みがない分野で、EU 法を的確に導入するため必要な知識と技能を全く持たない行政機関が全ての法制プロセスを管轄することになった。このため、EU 既加盟国及び学術分野から多数の外部コンサルタントを採用する必要があった。また、EU 法を理解するうえで言葉の問題もあった。

地方自治体の機関や役人も、EU 環境法のシステム全体を熟知するとともに訓練を受ける必要がある。また同様に、企業や一般市民も新しい環境法規について、うわべだけでなく本当の意味を理解する必要がある。環境法に関わる機関と、法律関係者や社会との間の意見交換も求められているが、これには時間とともに技術や資源も不可欠となる。社会的に重要性が認識されていないと、法律を採択しただけで準備が終わったとみなされてしまう。統一した意図が希薄になれば、導入レベルも低くなる。最近の傾向では、環境に対する国民の優先順位が低くなっている。1990 年代初めには、「きれいで健全な環境」が 3 位内に入っていたが、最近の社会心理調査によると 10 位内にも入っておらず、環境問題を取り巻く社会情勢は悪化している。

(2) 環境行政の体制の問題

中央政府レベルで法制度が整っても、それだけでは EU 指令を遵守しているとは言えない。行政レベルでの EU 指令の実施においても変革が求められる。例えばポーランドでは、水質管理などの分野では共産主義時代から環境を担当する省や組織が存在していた経緯から、環境行政に関係する機関・組織の統合・簡素化が今後の課題として残されている。加盟アドバイザーも、こうした組織の一部については統合が望ましいという趣旨の提案を行っている。

具体的には、検査と認可の業務の分離に関する問題についても議論が進んでいる。検査と認可の分離は東欧諸国では歴史的な問題である。EU 加盟国の中には両方の業務をまとめて遂行することが適切だという考え方を持つ国もあれば、分離することが適切だと考える国もある。両者を分離した場合に発生しうる問題としては、スタッフの数が多くなるということが挙げられる。ある事業所に関して、検査業務を担当する当局と、認可業務を担当する当局が別々にデータを収集する必要性が出てくるからである。さらに問題になるのは、それらのデータを統合する場合に両者の IT システムが異なっている場合があることである。しかし一方で、業務量が増加した場合には両方の業務が別部門に分離していることがメリットとなる。認可は最も優先度の高い業務であり、検査はこれに比べて優先度の低い業務である。したがって業務量が増大した場合、法律上の義務を負う認可業務を優先する関係で、検査の頻度は低くならざるを得ない。両方の業務を分離することで、業務量が増えても充実した検査が確実に実施される体制を維持することが可能となる。

(3) 財政問題

廃水処理や廃水回収施設といった大型インフラの整備に莫大なコストがかかることが、懸念事項となっている。チェコとポーランドでは「都市廃水処理指令」、ハンガリーでは「水枠組み指令」に基づく地下水プロジェクトなどで、資金不足から指令準拠が遅れる可能性が示唆されている。また、チェコの廃棄物処理施設の整備では、移行期間にも間に合わない可能性も出てきているという。

また、環境財政の構造的問題がある場合もある。ポーランドでは、グミナ（町村レベル）が運営している基金があるが、グミナではプロジェクトの準備に対する専門知識や経験が不足しているうえ、限られた予算内で住宅、医療、治安、教育といった多くの分野を管轄しているため、環境投資は優先されないことがある。

(4) 特有の環境問題

加盟国の特有の環境状況から、EU 指令への準拠が容易でなかったり、準拠のために巨額の投資を迫られるケースがある。ハンガリーでは、その地理的な状況に起因する特有の環境課題を抱えている。国土がカルパチア盆地の中央部に位置しており、飲料水の 95% は近隣諸国が水源となっているため、河川の上流域における汚染の被害を受けるリスクが極めて高い。実際に 2000 年には、ルーマニアの金鉱開発の事故により多量のシアンや重金属がハンガリー第 2 の河川であるティサ川に流出したため、ハンガリー東部地域に大規模な生態的な被害が生じた。もう 1 つの問題点は、ハンガリー特有の水資源の地理的構造にある。ハンガリーの地下水にはヒ素など数多くの物質が高濃度含まれており、EU の「水枠組み指令」で規定している飲料水の許容濃度基準や他の地下水許容濃度への適応が困難で、巨額の投資を迫られている。

ポーランドでは、エネルギー分野の問題が特徴的である。ポーランドの電力産業では、ガスや再生可能エネルギーの利用は非常に少なく、発電量の 95% は褐炭及び無煙炭から生産されている。再生可能エネルギーは 1% で、水力発電などが 1%、ガスが 3% となっており、核エネルギーは使用されていない。

(5) その他

ポーランドなどでは、フランスやドイツなどの既加盟国に比べて経済力が弱く、これらの国と全く同じ条件で EU 法を導入するには難しい面があったとしている国もある。

新たな環境法規の量が膨大で迅速な導入を求められたため、産業界では短期間に広範囲にわたる課題への対応を迫られた。EU 加盟に当たり、産業界では環境アキだけでなく労働法や安全性の問題など他の分野での対応も求められ、これらを同時に推進することも多く短期間に集中的に適合するため、技術や管理強化に莫大な投資を強いられた。

3. ケーススタディ

チェコ、ハンガリー、ポーランドにおいて、政府並びにエレクトロニクス及び自動車関連の民間企業等に対して環境問題に関するヒアリングを実施した。本章では、ケーススタディとして、それらの先進的な取組や課題点等についてまとめることとする。

(1) 政府の取組

チェコ環境省(インタビュー先:環境省法制部 Libor Dvorak 氏、同 EU 部 Kamila Kriegova 氏)

a) チェコ環境省の概要

環境省は 1980 年代末における民主化プロセスの最初の成果として、1989 年に設立された新設官庁である。その当時の既存の資源を用いて環境問題に取り組むための第一歩として設立されたもので、既存のシステムや権限を利用した好例である。環境省は他省庁の担当者に対して、意思決定のプロセスや各種計画・プログラムの策定プロセスにおいて、環境的な側面を勘案するように働きかけている。

環境省法制部はチェコ共和国で EU 環境法を実施するに当たって主要な役割を担っている。Dvorak 氏が所属する適合・実施ユニットは EU 法に沿ったチェコ国内法の整備に直接従事している部署である。一方、環境 EU 部の主な役割は、各省庁、NGO、産業界の代表者など国内の様々な機関とのコーディネーションである。EU 部は、EU 閣僚理事会を中心に、欧州委員会、ブリュッセル駐在チェコ共和国代表部など EU の諸機関とも日常的に連絡をとっており、閣僚理事会内の作業部会などの機関に向けて指示書を作成する。EU 部では EU 法施行の問題や EU 内部で協議されている問題を把握すると同時に、こうした協議の結果がチェコにとって有利なものにするよう国内の状況についても熟知している必要がある。

環境省では、差し迫った問題として京都議定書の実施プロセスや REACH を挙げている。ただし、特に水質はチェコにとって重大な問題の 1 つであることからむしる対応が進んでおり、2004 年 7 月に EU で採択された遊泳場の水質規則のように、中にはすでに EU より厳格な規制を課して EU 法に対する国内法整備で問題のない分野もある。

b) EU 法への適合の現状とプロセス EU からのサポート

現在ではチェコの国内法はほとんど全てが EU 法に適合している。EU 指令でもまだ加盟国レベルでの施行時期に至っていない新しい立法措置(環境賠償責任に関する指令など)については、国内法の整備が追いついていないものもあるが、2007 年までには適合を完了することが義務付けられている。

EU からのサポートとして、ツイニング・プロジェクトが 4 ~ 5 件あった。これには環境アセスメント・プロジェクト、環境立法分野のプロジェクト、水質法関係のプロジェクトがあった。ツイニング・プロジェクトは全体としてチェコの立法措

置をカバーしており、チェコ国内法が EU 法に適合しているかどうかを確認するため既加盟国の環境省から代表が派遣され、自国の経験からアドバイスなどを提供している。派遣期間は通常 18 カ月から 2 年間である。派遣された代表は同時にチェコにおける経験を学ぶことになるので、これは相互にメリットをもたらしている。

同国は EU の ISAP プログラムから 1 億 6,000 万ユーロの支援金を受け取っており、その大半が水質関係のプロジェクトに費やされている。2002 年に中・東欧を襲った大洪水の際に、チェコは 1,500 万ユーロの支援金を被害修復に使った。EU の PHARE プログラムからは、廃棄物管理、大気環境、前述の大洪水による被害修復のために 200 億ユーロを受け取っている。なお、チェコでは環境部門全体で 94 億ユーロの投資が必要と試算されている。

c) チェコが環境行政分野で先進的な理由

1990 年代初期のチェコ社会には環境問題の解決を望むうえで、今日よりはるかに強い意志が存在していた。実際の環境の状態が非常に悪かったことがその背景にあった。1990 年代初期に実施された調査の結果では、調査対象者の大半が環境問題は当時の社会が直面する最大の問題だと指摘していた。失業などの問題以上に大きな問題だとされていたのである。そこで 1990 年代初期に問題に対処するための基盤を構築し、それが現在まで続いている。したがってチェコの環境法制については、もともと非常に積極的な取組が行われた。これが、チェコの環境法制が他の EU 加盟国に比べて前向きで先進的な理由である。

環境問題の解決を志向する強い国民の意思が存在していたのは、実際の環境がひどい状態であったことも一因だが、それだけが理由ではなかった。40 年間の共産主義政権下では市民参加のレベルはほとんどゼロであったが、変革によって社会は大きく転換し、国民の大半は市民参加を可能な限り拡大すべきだと考えるようになった。このため当時の環境法制は市民参加によって先進的となった。

現在では環境保護の問題以外に、経済、失業など国民の関心が高い問題があるため、環境保護についての国民の意志は当時ほど強くはない。さらに産業が強化され、10 年前と比べて地方行政に強い影響力を及ぼすようになってきているという要因もある。産業界には共通の利害と意志があり、10 年前に比べて多くの分野で影響力を持つようになってきている。

d) 環境行政における問題

チェコ環境省は、EU 加盟に際して環境行政の対応で若干不十分なところがあったと指摘している。この分野でも EU 法及び EU 規制に対して適合はしているが、チェコでは共産主義時代から環境を担当する省や組織が存在していた経緯があり、環境上の許可取得プロセスは非常に煩雑になっている。環境省でもその点を認識して簡素化に注力しているが、対応が 2 年から 3 年後手に回っている。ただし、これは EU 法への適合違反というわけではなく、単にチェコにおける手続きが他の加盟国に比べて複雑なためという。

この環境上の許可とは、例えばある開発業者がチェコでプロジェクトを開始する場合、道路の建設や工場建設のために必要な許可で、道路、ダム、大規模工場の建設といった大型プロジェクトについては環境省が許可を下すが、これ以外のものは各地方自治体レベルで決定する。具体的には総合的汚染防止管理（IPPC）、土地利用許可、環境アセスメント（EIA）認可などがあるが、この許可を取得するプロセスがチェコでは非常に複雑となっている。環境省では今後数年間で、機関・組織の統合・簡素化に向けて措置を講じていく意向である。

e) 政府と産業界及び NGO との協力関係

環境省内部には特別調整グループがあり、他の省庁、NGO、産業界からの代表が参加している。この特別調整グループは、EU におけるチェコの立場について諮問を行う。例えば REACH 規則案(化学物質規制)は目下重大な問題となっており、環境省では産業省並びに化学業界の代表と連絡を取り合っており、諮問が順調に機能している好例となっている。

2003 年には、環境次官とチェコ産業連盟で妥結した合意文書もある。この合意は毎年更新されるもので、これによって産業連盟の代表は、省庁間の協議に先立って法案に意見を出す権利がある。すなわち政府による協議が開始される前に意見を表明し、関与する権利が認められている。これは政府省庁と業界の代表者との協力関係を示す好例という。

NGO についても環境相命令という形により、法律制定の準備段階で NGO を関与させることで合意している。これは上記の産業界との協力における場合と非常に類似したプロセスである。このように環境省では立法の早い段階からこれら 2 つのグループとの協力を開始しており、現在までのところ概して非常に良好な関係となっている。

産業界にとって難しい面は、環境保護に関する技術的側面である。ただし、産業界の代表は概して景観保護には関心が薄く、その関心は廃棄物、化学物質、水質保護、大気汚染防止、包装、といった技術的な側面に向けられている。他方で NGO はどちらかと言えば景観保護、自然保護に力を入れている。NGO と産業界が共通して関心を持っている問題は、環境許可、総合的汚染防止管理（IPPC）、意思決定プロセスにおける市民参加、さらに市民参加の条件といった分野である。

f) REACH（化学物質の登録・評価・認可）規則案への対応

REACH に対するチェコの立場

REACH システムの出発点となる白書が公表された 2001 年初め以来、チェコは積極的に REACH 規則をめぐる議論に参加している。チェコは 2003 年 11 月に発足した REACH に関する特別作業グループ（AHWP）の全ての会合に代表を派遣している。AHWP は 2003 年 10 月 28 日に欧州委員会が発表した修正案について検討を進めており、現在は第 1 段階の「登録」について議論している。

チェコは大筋で REACH のコンセプトを支持しており、規則案をめぐる議論で合意形成に向けた加盟国の取組に歩調を合わせている。チェコを含む全ての加盟国は規則案に対して疑問を持っているが、チェコを含め多くの国がすでにそれぞれの意見やコメントを表明し、多少なりとも具体的な提案を行っている。REACH に盛り込まれた目標は全て重要であり課題となると考えている。

またチェコは、英国とハンガリーが提案している規制対象となる物質ごとに登録する「1物質1登録（OSOR）」と呼ばれるシステムの導入を支持している。データの共有義務など、予想されるいくつかの困難を考慮しても、このシステムには、行政上の負担を軽減し、何より民間企業に対する経済的インパクトを著しく軽減するといった多くの優れた点があると捉えている。

諮問などの計画

AHWP へのチェコ代表団は環境省と貿易産業省のメンバーで構成されており、保健、農業分野の関連部署も AHWP での議論について定期的に報告を受けている。AHWP の会合に先立って代表団は調整グループで議論されている指示書を準備するよう義務付けられている。また REACH について協議する EU 閣僚理事会では、政府委員会から代表団に権限が与えられる。チェコ政府は、前述の英国・ハンガリー案が規則を実行可能にする有効な方法だと考えている。

政府はチェコ化学工業協会を中心とする産業界の間でも活発な意見交換を行っている。国際的なレベルでは、チェコ政府は EU 域内及び域外の政府と積極的に意見交換を行う用意がある。チェコはスロバキア、ポーランド、ハンガリーと密接な協力関係にあり、ごく最近では英国の環境・食糧・農村地域省（DEFRA）と二国間協議を行った。EU 域外では米国及び日本と接触している。

g) 廃棄物関連の問題

チェコはリサイクルについても妥当な実績を挙げ包装廃棄物の約 40%をリサイクルしており、2005 年までに EU のリサイクル率目標を達成すると予想されている。ただし、廃棄物処理については財政状況を主な理由に、移行猶予措置の遵守が遅れる可能性も示唆されている。特に人口 2,000 ~ 10,000 人の地方自治体は予算赤字を抱えているところや破産状態となっているところもあり、財政窮乏が最も深刻である。また、自治体の中には、燃料価格変動のため住民の大多数が燃料に石炭を使っていることから、国の環境基金から援助を受けられない場合もある。

h) 水質問題

チェコでは河川の水質汚染が依然として問題であり、近年、300 以上の水処理施設を建設するなど水質改善に重点を置いている。このことが、チェコが他の EU 新規加盟国よりも早く 2010 年には EU の都市廃水処理の基準を完全に満たすと予想されている理由の 1 つである。

「都市廃水処理指令」の遵守では、廃水処理施設整備など費用が特に障害となっ

ている。自治体関連の水質管理政策によると、許可に関する変更、経済措置、汚染物質排出に対する課金などの様々な手段が使われるほか、国の財源（国家予算の一部である「国家環境基金」）からの支出で下水道システムのための支援プログラム実施、廃水処理施設の設置が行われる予定である。必要とされる投資（1999年からは、民間部門で650億チェココルナ（21億ユーロ）、国家予算からで600億チェココルナ（19億ユーロ）と試算されている。

ハンガリー環境省（インタビュー先：環境省 Gabor Baranyai 氏）

a) 立法における環境省の管轄

立法プロセスの一環として法令を管轄する関係省庁が必ず指定されるが、環境アキについては、主に環境省が責任を担っている。水資源管理に関しては、かつては他の省庁の管轄だったが、2002年に水資源管理部門が環境省と合併した。化学物質については、健康に関する課題への対応と化学物質の登録・許可を実施してきた保健省が管轄してきたが、新EU規制のREACHにより経済面に比重が移っているため、将来的には化学物質に関する責任が分割される可能性がある。環境・産業安全分野（セベソ指令）については内務省の管轄だが、これとは別に国家災害対策局も設置されている。

環境省内に2004年初めに法制部が設立された。これは法案をまとめる部門と、将来的なEU法規制に対する準備と調整を行う部門に分かれている。EUに関連する全法務分野を管理しており、法規違反が発生した場合にはこれにも対処している。EU法への準備から採択、EU法規制に対するハンガリー国内法への準拠に至るまでの全立法サイクルを管轄する。現在では、EU法を基盤としていない政策分野は少ないため、環境政策に関係する省庁のほとんどは独自に担当者を配置している。また、法規制の準拠において問題が発生した場合は、大気や水質といった関連分野の専門家に相談できる。このように法制部は、法案策定に限らず、他部門に多角的に関与している。

b) EU環境法への適合プロセス

EU環境法規制の大部分は、政令及び省令を介して国内法に転換される。EU法との調和が実施された6～8年間に採択された議会制定法は15程度と比較的少なかったのに対し、政令、省令は100を上回った。議会制定法が適用されなかった理由が2つ挙げられる。1つは、議会制定法は市民の基本的な権利や義務を規定するもので、新たな環境法規制の制定には通常、議会制定法が必要ないためである。もう1つは、多数の法規制を非常に短い期間内に制定する必要があったという現実的な理由がある。300以上ある全てのEU環境関連法規制の転換を5～8年以内に完了させる必要があったため時間的な制約が非常に大きく、これが法制作業に影響した。

c) ハンガリーの旧環境法と EU 法規の相違点

ハンガリーの旧環境規制と EU 環境法の根本的な相違点は以下の通りである。

政策の基盤

ハンガリーにおける新環境法規制の実施は、体制変動期の 1989～90 年に始まった。それ以前の環境政策の基本的原理は 1976 年の「人間環境保護法 (1976 Act on the Protection of Human Environment)」を基盤としているが、人的影響がある場合にだけ環境が問題視され、環境分野は一般的に優先課題ではなかった。1997 年にハンガリー最初の「全国環境プログラム (National Environment Programme)」が実施されるまで、包括的な環境政策が完全に欠如していた。

そのためハンガリーの環境法は断片的、散発的、受動的な傾向が強く、主に国民の健康問題や産業規制の必要性に左右されてきた。しかし 1991 年に EU 加盟条約を締結し、これが 1994 年に発効したことで、EU 環境法準拠に向けて環境に対する方針を変える必要があった。そこで「1995 年環境法 (1995 Environment Act)」により包括的な環境政策の基盤を設定し、全国環境プログラムが実施された。1998 年以降は、移行措置プロセスの加速化に伴い、包括的で協調的な方法で環境法規制を導入する新たな方向性が出てきた。ハンガリーにおける政策決定の優先順位は、徐々に EU 法規制の優先課題に置き換えられている。

法規制の適用範囲と量

国内の環境政策が包括的でなかったため、EU 環境法への対応が加速されるまでは、法制度が不十分か簡単過ぎるといった問題が一部分野で見られた。また環境規制の量も分野によって大きく異なっており、例えば大気汚染の分野では適切な対応が行われたのに対し、廃棄物処理や水質規制に関しては後進的であった。EU 法への移行措置が開始された時点では、ハンガリー国内法に適用されていない分野があまりに多く含まれていた。

EU 法規制への準拠

ハンガリーの初期の環境規制は、これに相当する EU 法を考慮しないまま採択されていた。1990 年代中頃より法規制の制定方法が改善されてきたが、EU 法への完全な準拠が法的に規定されたのは 1997～1998 年になってからである。それ以前は EU 法を考慮した場合でも、正確な意味では EU 法を導入したわけではなく、EU 法の主要条項に対応していただけだったため、1995 年以降の比較的新しい環境法規でも、EU 法を遵守するため改正や新しい法規への転換が必要だった。例えば発電所など大型燃焼施設を対象とした EU 法とほぼ同等の法令が制定されていたが、EU 法と同じ手順や他の項目が規定されていなかった。また EU 法の 80% を適用し、20% は手つかずのままという例もあった。

d) 適合プロセスにおける EU のサポート

ハンガリーは EU から 2000～2003 年に、環境面での EU 加盟準備のための ISPA プログラム⁵⁶から 1 億 8,500 万ユーロ、PHARE プログラム⁵⁷から 1,600 万ユーロの支援のほか、近隣諸国との多国間プロジェクトのための支援も受けている。資金援助対象となったプロジェクトの多くは、下水処理、廃棄物管理、大気環境モニタリング改善のためのプロジェクトである。ハンガリーでは環境部門全体では約 100 億ユーロの投資が必要とされている。

e) 適合プロセスでの産業界との協調

「スクリーニング」段階において

産業界への最初の諮問は、「スクリーニング・プロセス」の一環として 1998～99 年に行われた。産業界が決められた期間内に対応できない法規制がある場合には猶予期間を要求する必要があったため、関係省庁は産業組合や業界団体を通じて主要な業界への諮問を重ねた。産業界に対して初期段階から、法規制の導入と適正な実施の必要性を知らせるために重要な措置だった。またこの際に、ハンガリーの産業における環境実績についての研究も実施された。この研究結果から、深刻な問題や課題はあるが、産業界は新しい環境法を多少遅れがあったにしろ悪影響を受けずに導入できると分かったが、この背景には、1990 年代初めから外国企業の投資でハンガリーの産業構造が転換したことがある。また、EU の基準に適応した新技術がすでに導入されていたため、対応に大きな障害はなかった。

EU 法の移管と施行において

1997～98 年より、ハンガリー環境法規の整備に向けて産業界との定期的な協議が実施された。環境省の経験から、EU 環境法に対するハンガリー産業界の課題は、既加盟国の産業界にとっての課題とほぼ同じで、投資や研究、モニタリングなどの増強が求められていた。

EU 加盟国としての対応について

EU の意思決定プロセスにおけるハンガリーの立場に備えて、産業界への諮問が定期的に行われた。組織的な取組が進んでいる業界ではこうした諮問に積極的な役割を果たしているが、多国籍企業の進出が少ない業界では、関連法規の枠組みは国内法ではなく EU に規定されことに対する認識まで低い。ただし、ハンガリーの産業界は、EU 環境法による課題にうまく対応しており、新しい EU の枠組みに関しては、多国籍企業の進出が進んでいる業界を中心に認識が高まっている。

f) 産業界の反応と対応

新たな環境法規の量が膨大で迅速な導入を求められたため、産業界では短期間に広範囲にわたる課題への対応を迫られた。労働法や安全性の問題など他分野での対応を同時に推進するこ

⁵⁶ EU による、新規加盟 10 ヶ国に対する環境及び交通インフラに関する支援プログラム

⁵⁷ EU による、新規加盟国に対する加盟準備のための支援プログラム

とも多く、短期集中的に適合するために技術や管理強化に莫大な投資を余儀なくされたが、全体としては新たな EU 環境法規に押しつぶされることなく対応できた。

ハンガリー産業界は、EU 環境法規の大部分を期限内に導入しているが、状況は業界ごとに異なる。組織的なロビー活動を推進する準備が不十分だったために、最近まで対応がかなり遅れていた業界もある。

廃棄物管理に関しては特定の問題も発生している。ハンガリーにおける廃棄物管理規制は従来から不十分だったため、回収や分別、リサイクル、適切な処理施設が欠けており、都市廃水や産業廃水でも廃水処理が十分ではなかった。過去数十年間にわたり社会主義型の重工業優先政策の推進により蓄積されてきた大規模な汚染への対応が、その時点では関連する EU 法規に含まれていなかったため、これらの課題は国内法によって対応した。

化学・製薬産業及び石油産業に関しては準備が非常に進んでいるが、焼却炉は不十分だった。ハンガリーには問題を抱えた有害物質用の焼却施設が多数あったほか、一部の発電所については二酸化硫黄及び窒素酸化物の排出で移行措置を要求する必要があった。これは多くの場合、技術上の問題ではなくモニタリング体制の問題であった。公共部門と産業界の環境対応を比較した場合、産業界がはるかに進んでいることから見ても、加盟交渉中の主要な問題は公共部門の問題であった。

ただし、産業界と公共部門の両方で遅れているのが廃棄物管理である。「環境責任賠償指令」は 2004 年によく採択されたため、導入は 2007 年となり猶予ができた。この指令はハンガリーに多い長年にわたる汚染に対処するもので、ハンガリーの EU 加盟時点では法制化されていなかった。またハンガリーには有害廃棄物の埋立地が多数あるうえ、有害物質ではない産業廃棄物の埋立地の一部でも問題が発生している。

g) 廃車指令への対応状況

廃車指令を導入するためのハンガリーの廃車法令が 2004 年 9 月 15 日に制定され、2005 年 1 月 1 日に発効している。ハンガリーにおける制度の特徴として、以下の点が挙げられる。

- 廃車の回収場所は最長 50 キロごとに配置する
- 回収する廃車は危険物であってはならない
- 車両全体を対象とする
- 廃車の解体やリサイクルの実施団体の設立が可能
- 自動車生産者は 2005 年 7 月末までに廃棄物リサイクル業者とリサイクル委託に関わる契約を結ぶ

h) REACH 規制案におけるハンガリーの立場

ハンガリーも他の加盟国政府と同様に、この問題では産業及び環境に携わる責任者が協力する特別な作業グループが取り扱うことを決定した。ハンガリーでは当初、

REACH を健康面から捉えていたが、この動きも今では弱くなっており、産業界における対応を推進する方向に変わってきている。

REACH に関する課題については個別に取り組んでおり、数カ月ずつ審議している。環境省、保健省、経済省及びハンガリー化学物質製造者協会の代表者で構成される特別委員会が進めているが、環境省よりも、化学物質の登録を管轄している保健省が主に対応している。REACH に関して EU におけるハンガリーの立場は大きいとは思えず、討議内容を確認して重要な項目がある場合には介入する程度と考えられる。

i) その他の課題

ハンガリーは EU 加盟までの段階で、「水枠組み指令」、「廃車指令」、「鳥類・生息地指令」に沿った国内法の整備で多少の遅れが見られた。加盟完了後の最優先課題としては、ハンガリー政府は「排出権取引指令」の導入を挙げているほか、導入がすでに完了したか、ほぼ完了している「廃車指令」、「鳥類・生息地指令 (Natura 2000)」、「戦略的環境アセスメント (SEA) 指令」、「WEEE 指令」の施行でもさらなる努力が必要と認識している。特に横断的な指令である「水枠組み指令」や「鳥類・生息地指令」の実施は困難が予想され、中央政府及び地方自治体レベルでの環境行政の強化が必要となる。

水質関連

ハンガリーの 2 大主要河川であるドナウ川とティサ川には汚染が見られ、支流は特に都市部の付近で汚染度が高い。そのため、飲料水の質の改善と、農地で使う肥料による硝酸塩から生じる問題も残っている。人口密度が比較的低い地域では廃水処理に関する現在の EU 基準に達するのは 2015 年、飲料水の質では 2009 年までかかるとされている。

水枠組み指令では多くの問題が発生すると見られる。国内の全ての水源を特定し、水源地域ごとに管理当局を設置し地域別の管理計画を定めることが求められているが、同指令施行と制度開発のための資金が不足している。管理計画にも多数の環境目標が設けられており、2009 年までに達成することが義務付けられている。地下水に関するプロジェクトも制度整備の遅れと資金不足のため、遅れが生じている。また、飲料水の質に関する新しいプロジェクトの達成にも資金的な問題がある。計画によっては、近隣国との国境をまたぐ場合もあり、近隣諸国との調整が必要となる。河川近くに汚染の原因となる工場がある場合、生産量の削減が必要となるため、最終的には産業界にもこの指令による影響が出るが見込まれる。

廃棄物関連

2000 年の廃棄物管理法の施行に伴い廃棄物管理制度が 2001 年に導入されたが、それ以前は「廃棄物」の定義も十分でなかったハンガリーにとっては、依然として廃棄物管理に関する課題が多い。特に従来から廃棄物の分別回収の慣習がないため、家庭ごみ専用の廃棄物回収システムを個別に構築することが最大の課題となって

いる。また、市民各自による廃棄物の回収を義務付ける法律がないため、製造者責任に基づく産業界の対応が対象となっている。製造者には、各自の廃棄物を特定の比率で回収・リサイクルすることが義務付けられているハンガリーでは、有害廃棄物以外には、強制的な廃棄物回収システムが存在しなかったことが問題となっている。

ただし、包装廃棄物のリサイクルに関しては、2002年に34%が再生利用されるなど、他の新規加盟国より状況は良い。ハンガリーは2005年までに、EU旧加盟国と同水準の包装廃棄物リサイクル率を達成すると予測されている。

ポーランド環境省（インタビュー先：環境省環境政策部 Janusz Jeziorski 氏）

Jeziorski 氏のプロフィール

ポーランド議会のアドバイザーも7年以上務めている。2003年末までは環境省の欧州統合部のトップとして、EU加盟の準備に携わった。2004年に環境政策部に異動し、環境技術・統合政策を管轄しているが都市環境が中心となっている。同氏は長年、欧州統合への適合プロセスに関与して法案など多数の文書作成に携わり、多様な分野の専門家の意見も取れ入れてきた経験からEU法とその施行に関する豊富な知識を持つ。

a) 環境省の役割

ポーランドにおける環境保護投資の主要財源となっているのは、「環境保護のための国家基金」で、環境大臣がこれを監督している。環境省内の各部にはそれぞれ特定の任務がある。環境保護対策部はIPPC指令、水資源部は水枠組み指令及び廃水指令を担当している。

環境政策部は廃棄物管理指令、廃車指令、デポジット（預かり金）・課徴金制度（後述）を管轄するほか、ポーランドにおける環境政策の策定も担っている。ポーランドの法律により政府は、「国家エコロジー政策」策定の責務があり、この政策には、実施内容や実施方法、実施プロセスにおける関係者、実施期間、必要な財政構造と財源、準備すべき文書と準備期限などが示されている。この中で環境政策も明示されているが、環境政策部ではこの政策の準備や環境政策に関する基本的文書を作成しており、これが環境政策部の主要任務となっている。ポーランドにおける持続可能な開発も環境政策部の担当である。また環境政策局は、環境保護、技術、統合製品政策の科学的側面や、EUの「リスボン戦略」における環境面のポーランドでの実施も担っている。

b) 環境分野に関わる行政と法の体系

ポーランドには16の県があり、その下に約370の郡（ポヴィアット）があり、各郡は行政の最小単位である約2,400の町村（グミナ）から成る。環境分野では、グミナが廃棄物管理と水質管理を担っている。ポーランドの国家予算には環境保護

の投資が含まれていないため、ポーランド環境保護法に基づいて「環境保護と廃棄物管理のための国家基金」が設けられた。各県レベルでは、環境保護と水質管理を目的とした県基金があり、ポヴィアットとグミナにも独自の基金がある。環境保護法では、各基金の資金調達も規定しており、例えばグミナは、化学物質を大気や河川に排出している企業などから課徴金を徴収している。このように、国家及び地方レベルで運営されている基金の関係者が多数に及ぶため、重要な投資を行うための調整が困難となっている。

ポーランドの法規には2種類あり、1つは法令(Act)でEU規則に類似している。もう1つは規則(Regulation)だが、これはEU規則とは全く異なるもので、ポーランド法では法令で規則を制定できる行政機関が定められている場合には、その行政機関が規則を制定できる。例えば環境保護法には、資金の徴収に責任を持つ機関を定める規則は、環境大臣が制定するという条文がある。このように法令に規定がない限り、規則を制定することはできない。

c) EU 環境法への適合プロセス

環境省が作成した法案の草案は、各産業団体によって審議される。環境省が作成した草案は、意見や変更の提案を募る目的で多数の関係者に配布される。草案が合意されると、総理府委員会に提出され、法的な適格性の確認が行われる。問題がない場合は、省庁間委員会に提出され、ここで合意した後に議会へ提出される。このように産業界や研究機関、各省庁など多様な関係者を巻き込む長期的なプロセスである。

適合が必要な全てのEU指令が、このプロセスを経て導入される。審議や諮問の各段階で草案が何度も変更されるため、環境に関わる企業にとっては問題となる可能性もある。こうした問題に対応するため、政府はEU統合局を設置し、適合プロセスにおける管理とモニタリングを行っている。問題が起きた場合には、EU法規制の全体的枠組みを理解しているEU統合局が対処に当たっている。統合局によると、EU環境法の9割でポーランド国内法の整備が終わっているという。

なお、ポーランドが環境水準を向上するために必要な費用は220億～450億ユーロと推計されている。一方、環境アキの遵守による生活や健康状態の改善などでもたらされる利益は、2020年までに年間410億～2,080億ユーロに達すると見られている。ポーランドはEUの「結束・構造基金(Cohesion and Structural Funds)」(EU内の不均衡是正を目的とした支援基金)から環境プロジェクトのためのEU支援金として、2004年～2006年に年間約8億ユーロを受け取るようになっており、さらに国家予算から年間3億3,000万ユーロがこれに追加される。

d) EU 環境法に対する産業界の対応

数多くの企業が、適合プロセスに積極的に関わった。設備転換のために企業が受け取ることのできるEUの特別基金もあった。石油会社など一部の企業では、特に前向きな対応が取られた。こうした企業は、ポーランドのEU加盟の何年も前に設

備を転換していたが、これは EU 市場で製品を販売するには生産面で特別の要素が必要と考えていたからである。これは化学産業でも同じだった。

しかしエネルギー産業では問題があった。硫黄酸化物と窒素酸化物の排出を規制する「大規模燃焼施設からの一部汚染物質の大気中への排出制限に関する指令」により、ポーランドのエネルギー部門で巨額の投資が必要となるためである。またポーランドの発電所はポーランド南西地域に集中し石炭を使っているため、これを變えらるとなると炭鉱従事者やその家族などに打撃を与え社会的・経済的な問題となる可能性もある。さらに発電所は近代化が遅れているため老朽化した設備の更新に多額の投資が必要となるという問題も出ている。

e) 行政上の問題

ポーランドでは中央政府のほか県、郡、町村に環境行政と財政が細分化されている。町村レベルでは環境に対する専門知識や経験の不足が続いており、予算が限られることから環境問題が優先課題とならないことも多い。また環境財政の細分化のため、重要な投資を行うための調整が煩雑で困難な状況がある。

また、全体的な問題として、EU 法規制では問題の解決方法が厳密に規定されているが、ポーランドではこれよりも簡単な方法での問題解決を図ろうとする点が挙げられる。例えば廃水処理施設を市や村ごとに建設するのではなく、広範囲な地域から廃水が流れ込む河川に建設するほうが簡単だと考える。投資額が少なくても生態的な影響には変わりがないという考え方だが、EU の「廃水処理指令」では住民が 2,000 人以上の町に廃水処理場の建設が義務付けられており、小規模な施設をポーランド中に建設しなければならない。効果は同じで費用対効果が高い方法が可能と考えても、欧州委員会は指令に厳密に従うことを求めてくるというギャップが出てくる。

f) 廃棄物管理の問題

ポーランドでの廃棄物処理は現在のところ埋立に依存している状況で、地方自治体が回収する廃棄物の実に 98% が埋立地に運ばれている。EU が規定している条件を満たしていない埋立地が多く問題となっているものの、埋立処理に代わる環境負荷のより少ない廃棄物処理法に転換するのは 2012 年までかかると予測されている。また現在の廃棄物再利用率はわずか 2 % と非常に低く、効果的なリサイクル計画を確立する必要がある。廃棄物の分別回収が実施されていないため、物質によっては土壌を汚染するなどの問題が発生しており、埋立地の多くは完全に改造することが必要となっている。このため、包装を含めてプラスチック、ガラス、その他の素材のリサイクルが課題となっているが、この分野に携わっている企業も少ない。

「廃棄物埋立地指令」については、中間目標達成が困難と見られることが最大の懸念である。また、計画通りに生物分解性廃棄物の処理システムを構築することも困難と見られる。目標達成には生物分解性廃棄物の堆肥化、中和、リサイクルのための施設が 2006 年までに現在の 3 倍、2010 年までに 8 倍必要となる。さらに、生

物分解性廃棄物削減のための自治体ごみ分別システムも整っていない。ポーランドでは、現在ごみ分別施設はわずか 52 カ所しかなく、ごみ分別システムが自治体も全体の 30%に過ぎない。システムがあっても、紙やガラス、アルミしか抽出できず、生物分解性廃棄物は抽出できない。

ポーランドには、特定の製品を対象に実施しているデポジット・課徴金制度という独自の制度がある。自動車の蓄電池など電池もその一つで、環境への負荷の大きい製品を使った場合に、税金ではなく特別な課徴金を支払う義務が発生する。この制度は、廃棄物管理に関わる政策で、リサイクル制度の一環となっている。例えば、鉛を含む蓄電池を搭載した自動車を購入した場合、100 ズロチの支払いが義務付けられるが、この車を売却する場合は全額が返金される仕組みになっている。この制度は、環境負荷が大きい製品の廃棄防止のために作られたものである。将来的には、このデポジット・課徴金制度を、積極的に対応してきた WEEE 指令の対象となる電子機器用にも拡大する方向にある。

g) 廃水の問題

水質の面でも、改善は見られるものの約 80 カ所の地区で問題が残っており、3分の1以上の産業が未処理の排出物を地面か地表水に直接排出しているという状態にある。いくつかの小都市では、2015 年まで廃水処理に関する EU 基準に準拠できないとされている。

「都市廃水処理指令」については、廃水処理施設と廃水回収システムの構築又は近代化に莫大な費用がかかることが、唯一の大きな懸念事項である。ポーランド環境省は同指令施行の第 1 段階として、「自治体による廃水処理プログラム (The National Programme of Municipal Waste Treatment / NPMWWT)」を作成し、廃水処理施設と廃水回収システムの構築又は近代化に関し、地方自治体が資金面などで実施すべき項目について情報を提供している。しかし、同プログラムに挙げられたような費用の大きい長期事業は、地方自治体の財政的限界を超えている。

同指令については法律上の問題もある。同指令は廃水の処理施設及び回収システムを確立する明確な義務を地方自治体に課していない。ポーランドの同指令施行の第 1 段階であるプログラム「地方自治体廃水処理プログラム」は、この義務を地方自治体ではなく国に課しているが、同国では廃水処理施設と廃水回収システムは、国ではなく地方自治体の管轄である。このため、廃水処理施設や廃水回収システムの確立又は近代化を地方自治体に法的に義務付けるものがなく、同指令の準拠で障害となっている。

また、地方自治体が借りることができる金額が限られていること（ポーランドでは地方自治体は年間予算の 60%以上を借りることはできない）、プロジェクトの準備に高額のコストがかかることも準拠の阻害要因である。さらに、国の環境基金からの支出が少なく、地方自治体のインフラ投資が減少するなどして廃水関連企業など民間部門の役割が増すと、これらの民間企業がコストを消費者に転嫁して水道料金が上昇することも予想される。これは貧困地帯では大きな問題となり、長期的に見

て指令の準拠に深刻な問題を投げかけている。

h) IPPC 指令の関連

「IPPC 指令」については、期限までに施設の事業許可申請を処理し、許可を発行するのに、行政の対応能力が不足しているという問題がある。施設の統合許可の発行は、県当局が環境に危険な影響を与える約 600 カ所の施設に対して、郡当局はその他の約 1,800 の施設に対して行うが、郡当局では特に IPPC の事業許可申請を処理する人員が不足し、処理への対応ができていないと見られる。郡当局が多くの仕事を抱えているにもかかわらず人員や経験、資金が不足していることは、ポーランドではよく見られる問題である。これは、1999 年の地域行政改革で、環境関連の数多くの事項について分権化を行った結果である。また当局は、汚染に対し真に統合的なアプローチを採らず、排出制限だけに頼るのではないかという懸念もある。

イ) エネルギー産業の抱える問題

「大規模燃焼施設からの一部汚染物質の大気中への排出制限に関する指令」に対応するためポーランドのエネルギー部門で、老朽化する発電所への巨額の投資が必要となっている。またポーランドの発電所では発電量の 95%を石炭に頼っているうえ地域的にも集中しているため、これを変えると炭鉱産業に打撃を与えるという社会的・経済的な問題も抱えている。

j) 自然保護関連

ポーランドには、欧州に限らず世界的にもユニークな自然環境がある。しかしポーランドでは、環境の悪い地域が湖や森林など自然資源が非常に豊富な地域と隣接しているという問題も見られる。環境アキの遵守はポーランドの自然保護に大きな影響を与えると見られるが、それは、「Natura 2000⁵⁸」のようなプログラムがどの程度の資金的援助を受けられるかによる。また、Natura 2000 に関しては、政府や行政側に実行の意欲が不足していることも挙げられる。この第 1 の理由は、新規加盟国に与えられた加盟準備期間が短い中で、既加盟国は EU 法や Natura 2000 実施に多くの時間と手段を持ちながらも進歩が少ないため、ポーランド政府は対等に扱われていないと感じていることがある。このため、NGO による自然保護強化の訴えにも政府が反論を唱える結果になっている。また、Natura 2000 を「ポーランドの従来からの自然保護システムを破壊し地域の開発能力を制限するもの」「財政支援を受ける唯一の分野で他の分野は支援を受けない」など Natura 2000 に対する誤解や反対も多い。

⁵⁸ Natura 2000 とは、EU 域内の自然生息地、野生動植物の保護による生物多様性を維持するプログラム（EU 指令 97/62/EC）の呼称。

(2) エレクトロニクスメーカーの取組

チェコ

a) WEEE 指令と RoHS 指令

チェコでは 2004 年 5 月に施行された「チェコ廃棄物法 (Czech Waste Act : 185/2001 Col.)」の WEEE 指令と RoHS 指令に適合するための改正が 2004 年 12 月に成立した。これによって、これら 2 指令が国内法に導入され、電子・電気機器メーカーに廃製品の回収・リサイクル義務が発生する。

準備段階の取組

実行プロセスで環境省が全ての利害関係者の意見をまとめた。環境省は廃棄物の処理・再生業者、製造者、地方自治体をはじめとする利害関係グループと廃棄物法及び政令で規定された WEEE 指令及び RoHS 指令の主な義務について話し合うため、一連のセミナーを実施した。廃棄物法の改正案が承認されたのを受け、今後はフォローアップ・ディスカッションがスタートする。このほか、これまでの取組には、チェコの専門誌『コミュニケーション・テクノロジー』が電気・電子機器メーカーの業界団体「チェコ・モラビア電気・電子機器協会」の協力を得て主催した工学技術の国際見本市「国際エンジニアリング・フェア」の一環として、2004 年 9 月 21 日にブルノで行われた WEEE 指令及び RoHS 指令に関するディスカッション・ミーティング、ABE.TEC Ltd.の主催により 2004 年 10 月 12 日にパルドゥビツェで開かれた「鉛フリーはんだの法律と実践に関するセミナー」などがある。

また環境省は、プラハのチェコ工科大学、プラハ化学工学研究所、ブルノ工科大学、水質調査研究所・廃棄物管理センター、チェコ・クリーナー生産センターなどの専門家と協力体制を築いている。さらにチェコ商業観光連盟、チェコ産業連盟、欧州家電工業会チェコ支部 (CECED CZ)、照明器具製造・輸入業者協会をはじめとする業界団体やメーカーの企業団体とも連携している。

環境省の関連プロジェクト

環境省では WEEE 指令に関連して以下の 3 つのプロジェクトに取り組んでいる。このほかにも複数のプロジェクトが教育省と産業貿易省によって組織されている。

- 1) 「実現化プログラム」 WEEE 指令に基づく地方レベルの廃棄物管理計画の基盤作り。地方ごとにそれぞれ廃棄物管理計画の策定が進められている。
- 2) 「Senter プロジェクト」 オランダ政府が資金を提供。WEEE 指令をチェコでどのように実施すべきかについて議論し実行可能性を探るため、2003 年初めに作業グループ「IBIS」が設置され、実施のための手引きが策定された。プロジェクトは 2005 年前半に完了する見通し。
- 3) 「WEEE 指令に基づく安全なリサイクルの研究・開発プロジェクト」 環境省が資金を負担。関連法の策定を主な目的とし、2005 年末の完了を見込む。

導入プロセスで生じた課題

RoHS 指令では、欧州委員会で新たな例外措置について議論されているが、チェコ政府は域内の業界団体やクリスタルガラスのメーカーなどのメーカーが提案している例外措置を支持する方針である。EU 指令の例外措置の追加は、廃棄物法を受けた政令の付属文書に記載されるため、国内法への転換に際して問題は生じない。WEEE 指令では、課題として以下のようなものがある。

- 電気機器と電子機器を定義するための基準の明示
- 生産者の定義
- 生産者が採用しているシステムの届出又は登録
- 古い廃電気・廃電子機器
- 付加価値税（VAT）などによる任意の料金徴収、又は VAT などによらないが国が管理する強制的な料金徴収
- リカバリーの利益取得者に対する法的制約

WEEE 指令に備えて実施するリサイクル制度

廃棄物法の改正に基づき、廃電気・廃電子機器のリサイクルに際してメーカー側には個別、合同又は集団の各リサイクル制度の中から選択する権利が与えられる。これらのリサイクル制度はそれぞれ次のような回収及び処理の基本ステップを全て保証しなければならない。

- 一般家庭からの廃電気・廃電子機器の分別回収。これは分別されずに都市ゴミとして廃棄される廃電気・廃電子機器を最小限に抑えるという WEEE 指令の主要目的に沿った措置。
- 一般家庭以外から出される廃電気・廃電子機器の分別回収。
- 自治体が指定する場所や販売店内、又はメーカーが新たに設けた場所への回収ポイントの設置。
- 分別場所（家電・電子機器を分別）
- 最善の処理方法を導入した廃電気・廃電子機器の処理施設
- リカバリー施設及びリサイクル施設
- 廃電気・廃電子機器の輸送
- 継続的な年次報告
- WEEE システムの経理事務
- WEEE システムのための資金調達

個別システムでは、メーカーは自ら上記全てのステップを保証しなければならない。合同又は集団システムでは、メーカーはリサイクル制度を管理する第三者から認定を受けることができる。

パナソニック・チェコ工場の例 (Panasonic AVC Networks Czech, s.r.o.)

パナソニックのチェコ工場は、ブラウン管、プラズマ、液晶などのテレビを生産している。1998年には環境負荷を軽減し、複雑な環境問題に対応する規則の集大成であるISO14001を取得している。工場のスタート時から全ての環境規制・規則に適合している。また、工場はエネルギー消費の削減や余熱や廃材の再利用を行っている。コンプレッサーやはんだ機器から放出される熱は温水化や空気暖房に利用されている。

RoHS指令への対応では、同社グループは2006年7月の実施より1年前倒しで導入する。設計の変更などもあるため早期に取り組んでいるが、部品サプライヤーには指令の対象物質を使用していないという宣誓書を提出させ、もし虚偽があれば取引停止にするという徹底した姿勢である。WEEE指令については同社の英国本部が窓口となり対応を進めているはずであるが、リサイクルのシステムやコスト負担など先行きがまだ見えない部分がある。チェコ国内の政治や環境行政、メーカー間の政策や腹の探り合いなど、状況はまだら模様である。メーカー側としては、「メーカー側の負担は最終的にいくらかかるのか」を見極めたいところであるとしている。

同社のチェコ工場は英国本部から環境関係の情報を入手し、同工場の事業ドメインと交じり合う部分で対応している。

昭和アルミニウム・チェコの例 (Showa Aluminium Czech, s.r.o.)

昭和アルミニウム(昭和電工子会社)のチェコ工場(クラドノ市)では自動車エアコン用熱交換機(コンデンサー)を生産している。2001年にISO14001を取得。また、チェコの伝統的なエンジニアリングや冶金産業の中でアルミニウムを加工する生産活動に適した同社独自の環境管理システムを確立している。

RoHS指令への対応では、対象となる六価クロムを2004年末までに全廃する予定である。フロンも熱交換機からスローリークで排出される量を現在の年間5グラムから2007年には2グラム以下に抑える。REACHについては要チェックということで、地元の法律コンサルにEUやチェコの規制の動きをモニターしてもらっている。廃車指令には従うしかないとしている。

同社は進出時に環境アセスメントで苦労した経験がある。地元住民が工場進出に反対したためであるが、これは工場に対する悪いイメージによるもので説明により納得してもらい、いざ完成すると周辺の整備も含めてきれいになったので逆に歓迎されたという。

ハンガリー

a) WEEE 指令と RoHS 指令への対応状況

「WEEE 指令（廃電気電子機器リサイクル指令）」（2002/96/EC）及び「RoHS 指令（電気電子機器の有害物質使用制限指令）」（2002/95/EC）は国内法化され、2004年9月に発効した。これは1件の政令と2件の環境省省令からなる。廃棄物処理に関わるこの3法令は、2000年の「XLIII法」を基本としている。この法では、製造者に対する自社製品の廃棄物の回収・リカバリーに関する基本的な義務を規定している。義務の詳細（適用範囲、回収率、手続きなど）に関しては、2つの省令に定められている。

政令及び省令

政令では、再使用の対象となる機器の種類と適用範囲、製造者及び配給業者の義務、処理に関する主要条件、2008年12月31日に達成すべきリカバリー率が定められている。この政令の付則には、機器の種類別に製造者の年間リカバリー義務が表で示されている。またこの付則には、製造者が確実に義務を遂行するように支払いが義務付けられている財務保証金額も示されている。

1つの省令では、政令の導入措置が定められており、処理に関する条件、モニタリングや報告に関する詳細な規定も規定されている。もう1つの省令は、RoHS指令の導入を目的としている。ハンガリーのRoHS法での規制は2006年7月1日から適用される。

ハンガリーにおける制度の特徴

電気電子機器の消費が比較的少なく回収率も低いため、ハンガリーにはWEEE指令の実施まで2年間の移行期間が認められている。この期限は以下の通りである。

2005年8月13日 : 回収及びリカバリー計画(財務保証やラベリングなど)の開始

2006年7月1日 : 危険有害性物質の使用に関する規制の実施

2008年12月31日 : 国民1人当たり最低4キロの廃棄物を回収し、リカバリー率を70~80%、リサイクル率を50~80%とする。

制度の特徴として、製造者は義務の遂行を共同で実行できる。これは「調整協会」を通じたもので、こうした協会は廃棄物を回収・リカバリーする製造者によって設立され運営される。協会は、ハンガリー国内法に基づく非営利会社として設立することが条件となっており、最低出資額は7,500万ハンガリーフォリント。調整協会に加わる企業は、財務保証の規定から除外される。すでに家庭ごみの回収で2年前から実施されており、2つの調整協会がある。1社は、包装廃棄物を専門に扱っているが、電気電子機器の廃棄物についても、同等の制度を導入していると思われる。

よくできたシステムで、欧州では多数の国で採用されている。

ハンガリーでは、製品課徴金システムが採用されており、包装、紙、タイヤといった特定の製品別に課税が設定されており、消費者が製品課徴金を負担し、これを企業が政府に支払う。自社製品の回収を実施し、ある程度リサイクルした場合には課徴金が免除される可能性がある。

三洋ハンガリーの例 (Sanyo Hungary Kft.)

三洋ハンガリー工場(ドログ市)では携帯電話などの電池を生産している。2001年に ISO14001 を取得。RoHS 指令の規制には昨年中にクリアしており、WEEE 指令については電子廃棄物回収業者 2 社と協議を行い、その結果、廃棄物の買い取り及びリサイクルを行う業者 1 社と契約を交わした。

EU 法がハンガリーに導入された 3 年前頃から、新しい法規制は絶えず変化を続けてきている。三洋ハンガリーでは、新法規制が導入される度に新たなプロセスで対応してきたため、2004 年 5 月に EU 指令が施行された際は大きな変化は見られなかった。廃棄物の分別方法の段階的な開発や大気や廃水の排出限度の変更等が段階的に行われてきた。大気排出量、廃水及び汚水の測定については、EU 指令が導入される以前と同方法が適用されている。測定方法ではなく、排気量の限度に変更が見られた。

三洋ハンガリーは、2 種類のリサイクル活動を実施している。1 つは自社製品の工場からのスクラップをリサイクルしている。もう 1 つはハンガリー最大手の携帯電話サービス・プロバイダーとの契約により、使用済み電池のリサイクルを開始することになっている。デンソーが彼らから使用済み電池を受け取り同社の電池をリサイクルしているドイツの ACCUREC 社によってリサイクルされる。同社はデュッセルドルフ近郊(デュッセルドルフ空港から車で 20 分)にあり、使用済み電池を回収し、特殊な炉で溶かした後、鋼鉄、ニッケル、カドミウム等に分別を行っている電池リサイクルの専門業者である。デンソー工場の全スクラップを取り扱っている。このリサイクル業者がトラックにて工場まで回収に来るため、費用負担が全くないうえ、リサイクル業によるスクラップの買い上げにより、同社の収益につながっている。

三洋ハンガリーは国内の代表的な電池製造業者であるため、電池リサイクルに対する関心の高まりとともに、ハンガリーにおける同社のリサイクリング活動についての詳細を知りたい人が増えた。電池の回収は EU と連動して活動していくことになり、これらの活動の一環としてハンガリーのバッテリー・リサイクリングの協会に同社も参加している。同社ルートでバッテリーのリサイクル業者に送ってこないかという依頼もある。今まではハンガリーでは回収などやっておらず埋立処理していた。

携帯電話の電池の回収方法については、一般的には、携帯電話の専売店・ショップに電池回収が義務付けられているが、中心的な役割を果たす組織が欠如している。このため購買者は、家庭ごみとして電池を処分するか、専売店に電池を持参する。ハンガリーには、電池リサイクルを行っている携帯電話会社が一社ある。新しい電池を購入する際に、古い電池を持参すると、約 10% の割引が適用される。

これらが現行システムである。しかし、2005 年の法律の厳格化に伴い、製造者及び販売者には、販売した携帯電話を一定の割合での(例えば 15%、確定ではない)回収及びリサイクルが義務付けられる。行政側と産業間の審議が進行中のため、

2005 年中のいつかは未定である。ブリッセルを本拠とする欧州携帯電池業界団体（EPBA/European Portable Battery Association）は、欧州レベルにおける電池に関する課題についての協議を行っており、同社の代表者も参加している。会員のほとんどは、NOKIA や DURACELL といった企業から構成されている。

ドイツ、フランス、スイスについては、回収システムがかなり前から導入されていることから徹底した組織化が進んでいる。このため、高回収率が要求されている。EU 加盟を果たしたハンガリーについても、回収レベルを毎年増加させるためのスケジュールが設定されている。

携帯電話やその他電池を大量販売しているハイパーマーケットでアンチバック（anti-back）を実施しているのは、1社のみ（仏系のオーシャン）で店に回収箱を設置している。2005 年からは、全小売業者に電池回収が義務付けられる。この件は地元新聞に多く取り上げられる。なぜならばハンガリーの GREEN MOVEMENT（緑の政治運動）が、空瓶の取り扱いと同等のシステム導入を希望しているためである。ワインを購入する際、瓶に対する支払いが義務付けられるが、瓶を販売店に戻せば払い戻しを受けることができる。デポジットに似た扱いになる。グリーン企業は、電池回収を確実にする唯一の方法である、と主張しているが、本システムに関する決定にはまだ時間がかかる。

電池そのものはすでに、リサイクルし易い作りになっており、溶けやすいプラスチック容器が使われている。また、次に鉄が溶けて、次は何が溶けてというようになっている。

ポーランド

a) WEEE 指令への対応

WEEE 指令に関しては、ポーランド法制度への適合が進められており、環境省の環境政策部が法案の草案を作成した。これは産業界の各団体によって審議され、WEEE 指令については 20 団体以上の産業団体が関与し、他の省庁も数多く参加した。このプロセスを経た後に法案の草案が承認され、法案が政府委員会に提出されて、現在国会審議中である。

b) RoHS 指令への対応

RoHS 指令に関しては、これに基づく国内法が 2004 年 10 月 6 日に公布された。この法律によって、生産者は 2006 年 7 月 1 日以降に販売される電気・電子機器製造に、鉛及び水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニールエーテルの使用が原則禁止される。

(3) 自動車関連メーカーの取組

ハンガリー

デンソー・マニファクチャリング・ハンガリーの例 (Denso Manufacturing Hungary Ltd.)

デンソーのハンガリー工場(セーケシュフェヘルバール市)では、ディーゼルエンジン用のコモンレール燃料噴射装置などを生産している。同社は、欧州委員会から欧州連合(EU)環境大賞を授与された。環境保全プログラム「エコビジョン」が大きく評価され、最も荣誉あるマネジメント部門での受賞となった。EU環境大賞は「マネジメント」「製品」「プロセス」「国際協力」の4分野を対象に、環境に損失をもたらすことなく経済や社会の発展に貢献した域内企業に与えられる。審査は産業界やNGO、学術団体、政府を代表する専門家が担当し、授賞式は毎年6月に開催される「グリーンウィーク」期間中に執り行われる。第4回となる2004年は約100社がエントリーし、4部門で合わせて12社がノミネートされた。マネジメント部門では独真空吸着搬送機器メーカーのシュマルツとスロベニアの家電Gorenje、サントリーの英子会社モリソンボウモア・ディスティラーズも最終選考に残り、デンソーと競った。

デンソーは循環型経済社会のトップを走り続けることを目的に、エコビジョンを掲げる。環境との調和を目指した研究・開発(R&D)と持続可能な環境保全に務めることを宣言した「コミットメント」のほか、「基本方針」「行動指針」「環境行動計画」で構成される。「エコビジョン」はこれを下敷きに策定され、梱包材と二酸化炭素(CO₂)排出量、水使用量をそれぞれ30%、35%、40%削減したほか、ハンガリーで初めてゼロエミッション(埋立廃棄物ゼロ)を達成するなどの成果を生み出した。

同社はまた、グローバル・リポーティング・イニシアチブ(GRI⁵⁹)のガイドラインに沿った持続可能性報告書(サステナビリティ・レポート)を発行している。同社の海外拠点としては初の試みで、ハンガリーで事業展開する企業では2社目。さらに、製品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまで環境への影響を総合的に評価するライフサイクル・アセスメント(LCA)も実施している。こうした取組が評価され、2003年4月にハンガリアン・ビジネス・リーダーズ・フォーラムの環境賞を受賞した。10月にもデロイト&トウシュの主催するフォーラム、12月には市から表彰されている。受賞の背景には、同社の全社的な環境対策と中心となって動いた有能なハンガリア人エンジニアの活躍があった。

リサイクルについてはドイツの大手エネルギー会社のRWE系の廃棄物リサイク

⁵⁹ 米国のNGOであるC E R E Sや国連環境計画(UNEP)が中心になり、1997年秋に設立。2002年4月に常設化された。サステナビリティ・レポートのガイドラインは1999年のパイロットテストを経て、翌年に第1版が発表されている。

ル会社を3年前から使用している。廃車（ELV）指令については、同社は2004年末までに対応する。他社は2005年と思われる。

デンソーの欧州での取組

同社環境委員会では、連結環境マネジメントのもと、海外の生産・販売会社が地域特性に即した取組を推進するため、北米・欧州・ASEAN・豪州の4地域に「グループ海外地域別環境委員会」を設置している。このうち欧州環境委員会は、生産会社7社、販売・統括会社など7社で構成され、各社とも「エコビジョン2005」に沿った環境取組を展開し、ゼロエミッションの達成や環境報告書の発行など着実に成果を上げている。

2003年度は、こうした個別の成果を戦略的モデルケースとして、世界の各事業体へ効果的に波及させる計画を策定。2001年に制定した欧州ガイドライン（環境負荷物質の削減、ゼロエミッションへのチャレンジ、販売会社の取組、広報活動の強化）を見直し、その活動促進を図るため、新たに専門部会を設置した。

また、ごみ発生低減やリサイクル推進など循環型社会の構築をめざす動きは世界的な潮流となっている中で、デンソー・グループの重要課題と位置づけているゼロエミッションへの取組を加速するため、2003年7月に欧州の生産会社のゼロエミッション推進担当16名がモデル工場である英国拠点に集まり、日本での展開状況、推進手法やシミュレーション訓練などの研修を行った。

デンソーのハンガリーでの取組

デンソーは、ディーゼル車の排出ガスを大幅に低減するコモンレールシステムを生産していることから、自動車産業の中でも特に環境面で注目されている。そうした中で、エコビジョン2005に基づき「省エネルギーの推進、水使用量の削減、ゼロエミッションの推進」などを重点課題に取組を進めている。

特に顕著な進展を見せたのが資源の有効活用で、「廃棄物を減らして処理費用を削減しよう」を合言葉に、金属・プラスチック・紙のリサイクル 洗淨液の蒸留・再利用 有害廃棄物の再利用 埋立廃棄物ゼロ（ゼロエミッション）の達成を目標に掲げて取り組んだ。活動の原動力となったのが教育・訓練。ハンガリー工場ではごみ分別の習慣が無く、担当者はその意義を従業員に理解してもらうため、年間を通じて廃棄物取り扱いの啓発や試験の実施などでレベル向上を図った。次第に従業員から様々なアイデアが提示されるようになり、機械の切削油は加工くずを回収して再利用、廃油は燃料に、汚泥はバクテリア処理して土に、食堂のごみは堆肥になり、廃棄物は2年半で75%も減少した。処理費用も14万7,000ユーロ（約2,000万円）から4,000ユーロ（約50万円）と40分の1に削減できた。そして、2003年3月、デンソーの海外拠点初のゼロエミッションを達成した。

ハンガリーにおける今後の計画

同社は、環境意識が高い欧州にエネルギー＆エコロジー分野の製品を供給するた

め、ハンガリーの生産拠点であり、欧州のリチウムイオン電池製造工場として最大であるハンガリー有限会社内に、太陽電池のモジュール化工場及び業務用空調機の生産工場を設立し、エネルギー＆エコロジー製品を集中生産する。

同社は、急拡大する太陽光発電市場に対応するために、増産体制の構築を図ってきた。HIT 太陽電池は、高出力・高効率に加え、高温時の特性が従来型の結晶系太陽電池より優れているため、有利な価格での発電電力買い上げ制度（フィード・イン・タリフ）が広く導入されている欧州で、顧客より高い評価を得ている。日本を超える巨大市場に成長すると見込まれる欧州市場での拡販を図るに当たって、主要市場であるドイツに比較的近いハンガリーで、HIT 太陽電池モジュールの生産を開始する。これにより、物流効率を向上させ、リードタイムを大幅に短縮し、旺盛な顧客ニーズに迅速に対応していく。生産開始は 2005 年 6 月からで、年産能力は初年度 50MW、2006 年度には日本メーカーとして欧州最大規模となる年産能力 100MW とする。また、将来的にはモジュールの生産機能だけでなく、モジュールの開発機能も持つことで、顧客要求への迅速な対応と需要の拡大につなげ、欧州市場でのシェア拡大を目指す計画。

ポーランド

トヨタ・モーター・マニュファクチャリング・ポーランド例 (Toyota Motor Manufacturing Poland Sp.zo.o. / TMMP)

トヨタにはポーランド工場が2カ所あり、今回視察した工場（ヴァウブジフ市）は2002年よりマニュアルトランスミッションを生産している。さらに2004年末から同工場において小型自動車用ガソリンエンジンの生産も開始する。

トヨタの海外生産会社での取組

トヨタは、海外生産会社での環境取組の一層強化を図るため、環境管理基準「グローバル環境マネジメントシステム」を策定した。同社は従来から、環境問題への対応を経営の最重要課題の1つと位置づけ、車両の開発・生産、リサイクルに至る諸課題に鋭意取り組んでいる。また、グローバルな事業活動を通じて環境問題への対応を強化していくため、海外生産会社に対しISO14001認証の取得促進を図るほか、2000年度からは、国内外の連結子会社の「連結環境マネジメント」を導入しグループ全体で環境保全を展開している。さらに2003年度からは拡大する海外生産に対応し、各国・各地域で最もクリーンな生産活動を目指し、「エコファクトリー活動」を開始した。

今回策定した「グローバル環境マネジメントシステム」は、従来の管理基準であったISO14001をさらに高度化したもので、ISOに基づく環境管理手法に加え、トヨタが長年醸成してきた環境保全に関わるマニュアル、作業標準書を活用し環境部門のみならず生産現場のスタッフレベルにまで環境保全活動を徹底し、より実効性の高いマネジメント（異常・苦情ゼロ、環境リスクの最小化、環境パフォーマンス向上など）を実現するものである。同社では「グローバル環境マネジメントシステム」の導入により生産活動における「CO₂の削減」、「化学物質の削減」、「廃棄物の削減」など環境負荷をより一層削減し、地域社会と調和した環境保全を推進する方針である。

トヨタのポーランドでの取組

トヨタは欧州ではベルギー本部で環境関係を統括している。この下で欧州の各工場も環境問題に対応しているわけだが、今回訪問した工場にも独自の環境担当チームがあり、環境負荷をいかに少なくするかなどの工場内の環境マネジメントを行うとともに、年間を通じてISO14001の強化を行っている。

NGK セラミックス・ポーランドの例（日本ガイシ子会社 NGK Ceramics Polska Sp.zo.o.）

NGK のポーランド工場（グリヴィツェ市）はディーゼル車向け排ガス浄化装置（DPF）の生産を 2004 年秋から始めた。本格生産はこれからだが、DPF の生産能力を 2006 年に年 200 万個に拡大するとすでに発表している。90 億円を投じてポーランド工場に生産ラインを増設するほか、将来の増産に備え第 3 の工場棟を新設する。

生産能力を増強するのは炭化ケイ素（SiC）製の DPF で、主に乗用車に使われる。熱伝導率が高く耐久性に優れ、多量の粒子状物質（PM）を燃焼処理できる。

欧州では 2005 年に現在の環境規制が「ユーロ 4」として強化され、2008 年には「ユーロ 5」としてさらに規制が強まる。欧州では乗用車のディーゼル車比率が 4 割に達しており、今後も比率が高まる見通し。同社の生産製品そのものが環境対応型である。それでもポーランドに工場進出する際は工場からの排出が気になるところだったが、ポーランド工場は、厳しい日本の町中にある本社工場のスペックに沿って作られているので、EU 基準に合った、あるいはそれ以上の措置がとられている。

CO₂の排出削減

同社では、多くのセラミック製品を生産するために、都市ガスや石油など炭素を多く含む化石燃料を燃やす燃焼工程が不可欠であり、燃料由来の CO₂ 排出をまぬがれない。また、開発業務や新製品の製造に商用電力を使用するものが増加し、電力由来の CO₂ 排出量が増加している。そこで、エネルギーの消費抑制によるコスト削減と、地球温暖化防止（CO₂ 排出削減）という社会的責務をともに満足させるため、生産工程の改善や管理強化などの対策を進めるとともに、新しい低環境負荷技術の開発など様々な視点から対策に取り組んでいる。特に、セラミックスの生産工程において排出される CO₂ の約 70～80% は焼成工程から排出されることから、焼成炉をはじめとする生産設備について、燃焼技術の開発や改良による省エネ化、CO₂ 排出量のより少ない燃料への転換、炉廃ガスからの熱回収などエネルギー効率の向上に取り組んでいる。

NGK の欧州での取組

欧州では 2003 年 7 月から特定化学物質の新車への使用を禁止する廃車指令や 2006 年からの電子電機分野の化学物質規制指令（RoHS 指令など）に見られるように、化学物質規制の範囲が拡大し、強化されてきている。このようなグローバルな化学物質の規制強化に対応するために、製品や原料、生産副資材における化学物質の新しい管理基準の検討を行っている。

(4) その他機関等の取組

チェコ加盟アドバイザー（インタビュー先：環境省 EU 加盟アドバイザー Erna Heinze 氏）

a) 加盟アドバイザーの役割

加盟予定国に対して、「ツィニング・プロジェクト」と呼ばれる EU の支援プロジェクトがある。これは「加盟アドバイザー」と呼ばれる既加盟国で実務経験のある専門家が、加盟予定国の当該省庁に出向し、現地のスタッフと共同で加盟準備を進めるものである。

Heinze 氏はドイツ・ハンブルグ環境局の出身で、「EU 加盟前段階アドバイザー」であったが、チェコの EU 加盟後に「駐在ツィニング・アドバイザー」となっている。その役割は EU 環境法をチェコ内で実施するに当たり、経験交換を組織的に実施することにある。同氏はドイツやオーストリアの様々な環境保護関連分野の専門家と接触があり、EU 環境関連法の導入方法についての経験交換を目的として彼らをチェコに招聘している。この経験交換プロジェクトの対象となっているのは CITES(ワシントン条約)、化学物質規制、EU 大規模災害事故指令(セベソ指令)、廃棄物管理、水質管理、大気汚染防止の各分野で、広範囲にわたるためプロジェクトで提供できるのは概要部分に限られていて、詳細までにいたらない場合も多い。

Heinze 氏には 2 人のチェコ人アシスタントがおり、1 人は水質管理エンジニア、もう 1 人は英語とドイツを操る言語スペシャリストである。プロジェクトの前提条件としてアシスタントは環境省ではなく EU に雇用される形となっている。他にオーストリアとドイツから 32 名の専門家が来て様々な業務に従事している。通常は 1 人きり、あるいは 2 名のチームで派遣されてきており、排出削減や有機溶剤の使用といった具体的な分野で、共有すべき経験を提供することを業務としている。

ドイツのバイエルン州から派遣されたチームがチェコ内の各地域やプラハでワークショップを実施し、EU 法の導入について検討を行った。また 2004 年 6 月には行政組織に関する会議を開催したが、この会議には多数の専門家が環境アセスメントを実施したうえで参加し、各々のアセスメント結果並びにチェコ側のパートナーに対する推奨事項を発表した。上記ワークショップや会議には主に各地域の代表者が参加している。各地域がプロジェクトの対象グループであるが、地域代表者からは各地域の廃棄物管理計画の策定業務を受託する民間企業などにも参加を要請すべきだという提案があった。しかし、民間セクターの関与は少ない。

b) 経験交換プロジェクトの流れ

このプロジェクトは 2003 年 3 月 24 日に発足し、ドイツ環境省とチェコ環境省が共同で主導している。オーストリア環境省もパートナーとして参加している。このプロジェクトの発足に先立って専門家を探した結果、ハンブルグだけでなくボン、ミュンヘンなどドイツ各地に加えてオーストリアからも専門家を集めることができた。

最初は対象となる EU 法制に沿った国内法の整備と施行の状況に関するデータ収集から始まった。この評価作業の第一段階が終了した後、詳細な研修セミナーと経験交流を計画した。この経験交流に当たっては単にドイツ、オーストリアとチェコのエキスパートを招集しただけではない。プロジェクトの対象はチェコの各地域だったため、チェコ国内で環境省や各地域の間における経験交流を目的とする全国的なプラットフォームを提供するというアイデアがあった。環境省では相当数の EU 法に沿って正確に国内法を整備したが、迅速に進めなければならなかったため、実際の運用に当たっては、さらに明確化が必要な部分もあった。このため国内に盛り込まれた規定をどのように実施するかについて、国内各地域と中央政府との間で協議することが依然として非常に重要であった。国内法の規定は不明瞭な部分があったため、運用に向けた明確化によって改善すべき部分があった。

この後で、基礎的なセミナーと経験交流が主催された。同時にチェコ国内で現行の EU 法の導入がどのように機能しているかについての評価報告書を作成し、提案を示した。この報告書は、提案の実施に関わってくる関係者に送付されたが、法改正と各省庁が交付する政令の変更が提案内容に盛り込まれていたため、主として各省庁に送られた。この報告書の最大の対象先は環境省であり、現在、省内の各部門と提案内容について協議を進めている。

各地域の行政が確立され 2003 年 1 月から活動を開始した後は、次の段階として国内法を施行しなければならない各地域を支援するためのプロジェクトが計画された。各地域の支援では、EU が設立した資金提供プログラムがあり、これは特に廃棄物や水質管理の分野で各地方自治体が使える財源である。

環境法制の実施に当たってチェコ国内の各地域は、認可交付に関する主要な実務に責任を持っているが、複数地域にまたがって影響を及ぼすような特別な案件や国家的に重要な特定の事業活動に関連する案件、環境アセスメントの案件は例外とされる。これらの戦略的に重要な案件や環境アセスメントについては環境省の所管となっている。

このプロジェクトは 2004 年 10 月半ばで完了し、同様に EU 加盟支援のために実施された特別プロジェクトも、その多くは加盟が完了した段階で終了している。Heinze 氏はハンプルグ市の行政部門、元の部署である環境保護局に復帰する。プロジェクトは全て EU の財源で運営されている。経験交換のプロジェクト自体は継続されないものの、欧州基金からの支援を受けるプロジェクトについては継続される。

c) 経験交換プロジェクト実施における問題点

国内法の定義が不明確だっただけでなく、新法制を既存の構造の中に当てはめていく必要性があった。地方行政は制度ができたばかりだが、必要な全てのことに協力しなければならなかった。例えばチェコでは、検査と認可の所管が分かれているため、地方政府は検査への協力も求められる。各地方政府で業務を適正に遂行するには、検査当局、チェコ水力発電機関、水質研究所など、全ての関連機関からス

テートメントを取り付ける必要があり、他の機関と良好な連絡と協力関係を維持することが求められる。この相互に連絡する体制はチェコでは新しいものである。

困難な面としては、PM10 測定、ヒ素・水銀濃度測定など測定に関する要請事項があったが、これは新 EU 指令に基づくもので、チェコに限らず他の EU 加盟国にとっても同様に新しい要請事項であった。このため、これは EU 加盟に伴う問題ではない。

ワークショップや会議には各地域の代表者が参加したが、地域代表者からは各地域の廃棄物管理計画の策定業務を受託する民間企業などにも参加を要請すべきだという提案があった。しかし、民間セクターの関与は少なかった。プロジェクトにおける全国コーディネーションフォーラムの設置企画書の中には、企業やチェコ化学業界の代表者などを招くべきだとの提案も盛り込まれている。プロジェクトではこのフォーラムを将来、環境法制の実施で調整を行い新しい情報に対処するよう提案している。EU の作業部会からは常に新しい情報が寄せられており、企業も参加したコーディネーションフォーラムであれば、こうした情報を迅速に共有化することが可能となる。

d) チェコの環境問題の現状

EU 法制の導入は実務上どの程度まで遵守されるかという問題が提起されているが、チェコの人々は非常に精度の高い仕事をし、エンジニアリングの能力も高いことから、法制は適正に実施されると考えられる。チェコには優れたシステムがあり、組織的・体系的なアプローチが可能となっている。問題は単に過渡的なものでしかない。

環境問題の状況は地域ごとに異なっている。特に農業地帯で交通・輸送による窒素酸化物や粒子状物質の問題が発生している。排出削減計画は大気浄化や各国の排出制限達成に必要なもので、こうした問題への対応はすでに EU 法に規定されている。これに従ってチェコでは、まず全国排出削減計画が導入され、さらに 2004 年 4 月には各地域において地域別排出削減計画が導入された。廃棄物の削減においても同様のアプローチを行っている。

ドイツでのアプローチやシステムとの類似点もある。例えば電池の回収、特定の廃棄物の回収・分類方法は非常に似ている。一方で問題点も他の国々と類似している。チェコにおける環境の現状は他の EU 加盟国と非常に似通ってきており、チェコだけの特有の問題というのはほとんどない。

現在は既存の体制を新しい法制に合わせて最適化しているところである。特に考慮されているのが専門家による組織の発足である。オーストリアとドイツではこれが整備されていて「Unterbundesamt」と呼ばれ、環境省にアドバイスを提供する国家的専門機関を構成している。こうした機関は、新法の実施プロセスに関する専門知識を提供する役割を担っている。チェコにも専門家の団体はあるが様々な組織に分かれており、現在これらを統合することが検討されている。さらにチェコでは、米国の環境保護庁についてもモデルになりうるとして非常に強い関心を寄せてい

る。

e) 今後の課題と問題点

EU 加盟までに全ての法制を国内法に取り込むことを完了することが目標であったが、実際に5月1日の加盟までにほとんどの作業が完了した。後は比較的小さな修正が残されているだけである。例えば一例として、EU では2003年にセベソ指令を新たに改定したが、これも取り込む必要がある。またEUにおける直近の変更についてはまだ国内法の整備が終了していない。ただ、非常な短期間に全ての分野で膨大な作業量を消化しなければならなかったという事情を勘案すれば、全般的に非常に高く評価できるという。

チェコ環境コンサルタント（インタビュー先：エココンサルティング社 Martin Bursik 博士）

Bursik 博士のプロフィール

Bursik 博士は1998年の政権交代直後の新政府において6カ月間環境相を務めた実績がある。同博士は大学時代に環境問題を専攻したこともあって専門家として招聘された形であった。それ以前にも1990年～1992年はチェコ国民会議環境委員会のメンバーであり、1994年以降はプラハ市議会環境委員会の委員長を務めた。環境相として招聘されたのは政治と環境の両面において経験があったためという。

a) エココンサルティング社の事業内容

エココンサルティング社は、Bursik 博士が1998年に環境省を辞職した直後に設立したコンサルティング会社である。同社の専門分野はエネルギーと環境で、同時に複数のプロジェクトを進めているが、個々のプロジェクトごとに契約ベースでスタッフを起用する仕組みで、社外のコンサルタントと協力して仕事を遂行している。エココンサルティング社の事業の一部はチェコ共和国環境省向けのコンサルタント業務で、これが全体の約3分の1を占めている。

b) EU 法適合での問題点

EU 加盟までの数年間、チェコでは加盟への準備という難事業を進めながらEUの法的枠組みを導入することに成功した。導入が不十分だったという例外事項はあったが、いずれも重要なものではない。その1つは包装ゴミに関する妥協的措置で、もう1つは汚水管理に関するものであったが、これは必要とされる巨額の投資が調達できなかったための妥協であった。他の新規加盟国に比べればチェコの立法は成功であったが、もう少し積極的に対処することが可能だった問題もあり、Bursik 博士の個人的見解では貨物輸送の問題（後述）がその一例である。

また適合のプロセスが開始された時点で、従来 IPPC 規制が適用されていなかった

たチェコにとっては、全く新しい規制であった。排出権取引も同様に全く新しいコンセプトであった。一方、再生可能エネルギーについてはチェコにはすでにサポートスキームが存在していた。

c) 環境政策における現在の問題点

貨物輸送による大気汚染問題

貨物輸送機関からの二酸化炭素（CO₂）排出量は、1990年以降150%もの増加を見せている。これはEU加盟国中最悪の実績であるが、地理的にチェコが欧州の中央に位置していることもその原因の1つである。ドイツとオーストリアがトラック通行料を課すようになったため、トラック輸送は今やチェコを通過する方がずっと安くつくため状況はさらに悪化している。またEU加盟で国境管理も税関も撤廃された結果、国境でトラックが列を作ることもなくなり、チェコを経由するトラック輸送の頻度が増加していることも理由の1つである。チェコにおける国民1人当たりのCO₂排出量は、EU平均の年間8.9トンを約40%上回る12.45トンに上っている。

Bursik 博士は、チェコはこの問題についてオーストリアと同様の政策を採用すべきだったと考えている。オーストリアでは交通機関からの排出量を計算するうえで「エコポイント」と呼ばれるシステムを採用している。このシステムはモノの自由な移動というEUの大原則に反するという理由で、オーストリアは欧州委員会からの大きな圧力を受けている。しかし同博士は、環境への影響が大きすぎる場合はモノの自由な移動も見直しが必要と考えている。ディーゼル燃料とガソリンについても、トラックの交通量を規制するため消費税引き上げを検討すべきだとしている。この分野は未解決となっているが、同博士は、チェコはこの分野の改革推進で積極的に対処すべきで、チェコの立場を支援してくれる国を探すべきだとしている。

環境アセスメントに拘束力がない

Bursik 博士は、新環境法についても概ね効力があると見ている。チェコには効果的な環境検査システムがあって有効に稼働しているが、環境アセスメントのプロセスには若干の問題がある。チェコの法律では環境アセスメントの結論は法的拘束力がなく、特定のプロジェクトや建設計画について結論を出すに当たって、環境アセスメントの結果は考慮の対象にはなるが必ずしもそれに従う義務はない。高速道路網や水上貨物輸送路の建設を進めることには大きな社会的圧力があるため、この種のプロジェクトについては認可手続きの簡素化・迅速化に向けて特別法の制定を求めるなど、議会におけるロビー活動も盛んである。

環境省と産業省の対立

環境省と産業省の対立はチェコに限ったことではなく、EU加盟国の中にはこの種の対立を抑制する目的で政府部内に環境省と産業省の両方に影響力を及ぼしう

る「持続可能な開発委員会」のような組織を設けて統制に努めている国もある。このような組織はチェコでも設立されたが効果を発揮しているとは到底言えない状態である。例えば Bursik 博士は 1998 年に、初期の段階から両省で協議する方法を導入しようと試み、エネルギー政策や、褐炭生産による酸性雨汚染地域で他の地域より平均寿命が短い「ブラック・トライアングル(黒い三角地帯)」などの問題について両省からの代表者から成るチームを組織している。

なお環境政策では、チェコがドイツと共同で進めている環境税制改革については、チェコは多かれ少なかれドイツのモデルを参考にしている。しかし再生可能エネルギー支援法などその他の問題については、ドイツの例を参考にしているわけではなく、チェコの環境政策が一概にドイツの影響下にあるという言い方は適当ではないという。

d) 環境政策に対する NGO と産業界の反応

チェコではドイツなどとは NGO の事情が全く異なり、歴代の首相も NGO 出身者が多く、その首相が NGO 出身の友人・知己を閣内に招いて協力を要請することも多い。したがって NGO は最初から行政のインサイダーとして政治的なプロセスに参画してきた経緯がある。このため政府と環境 NGO との関係は非常に協力的であり、EU 加盟に反対した NGO は 1 つもない。チェコでは NGO によるロビー活動もない、というより NGO は EU 加盟のプロセスを推進するパートナーとして協力してきたというのが実態である。

大企業・産業界などは現実主義的で、EU 環境法が存在していてそれに適合しなければならないという現実がある限り、それに抗議することは名目上可能でも実質的には意味がないという姿勢である。チェコでも現在では他の欧州各国と同様、排出権取引や国別割当計画などの問題における反対勢力の存在は明確になっている。実際問題として EU 環境法に対する主要な反対勢力は保守党である。産業界ではこのプロセスは基本的に困難な課題だという考え方もあるが、一方で市場を拡大するチャンスだという見方もある。

特にチェコに投資する外国企業は、EU 環境法は機会を増大させるものと見ている。チェコへの投資を検討している企業にとっては、EU 加盟により状況ははるかに明快で予測可能となったためである。他の EU 加盟国での事業で EU 法に適合することに慣れている企業にとって、チェコでの対応はずっと簡単になった。現在、欧州諸国ではどこでも似たような環境規制が適用されており、直接投資を行う企業ではこうした規制を遵守することに慣れているため、事業運営が容易となっている。経済的な観点から見ても現行の環境規制は効率の改善をもたらしている。

e) 今後の課題・問題点

エネルギー問題への対応

産業界のニーズと環境保護の必要性という相反する 2 つの命題のバランスを取

るうえで、Bursik 博士は今後 10 年から 40 年という長期的展望に立って、チェコをどのような国にしたいかというビジョンが必要だと考えている。まず、エネルギーマネジメントというコンセプトが必要となる。現在チェコの一次エネルギーは 55%を CO₂排出の多い石炭が占めている。この構成比を今後どのように変えていくかが問題点であり、ここでは省エネルギー、代替エネルギー、輸送機関における代替燃料の利用、発電事業におけるガスの利用、その他の問題を検討する必要がある。

政府業務のオープン化

Bursik 博士はドイツとの関わりが多く、ドイツとの共同プロジェクトの経験を豊富に持っている。その一例が現在進行中の環境税改革に関するチェコ・ドイツ共同プロジェクトで、これはドイツにおける経験を共有化するプロセスである。ここでは行政関係者、NGO、ジャーナリスト、その他の関係者を招いてセミナーが開催されている。ドイツでは大学・研究機関から専門家を招いて政策策定に参画させている。その好例が連邦議会にある、気候保護政策及びエネルギー政策を策定する委員会で、このメンバーは半数が超党派の政治家で残りの半数が政治家によって招聘された外部の専門家である。チェコにおける問題の 1 つは政府業務のマネジメントであり、もっとオープンなプロセスが望まれるという。

バイオマス事業の可能性

チェコで大きな可能性がある分野はバイオマス事業である。チェコは EU 加盟条約において、2010 年までに国内の消費電力の 8%をグリーン電力にする目標を約束している。現時点でこの比率は 3.6%であり、このうち 2%が大型水力発電所からの電力で、残り 1.6%が小型水力発電施設によるもので、目標達成はかなり難しい。チェコでの再生可能エネルギーの今後の発展予測によれば、小型水力発電所がグリーン電力の 20%、風力が 18%、大型水力発電所が 20%で、40%がバイオマスによるという。バイオマスは現行の支援スキームが継続される限り大きな可能性がある。現在のところ、生産者に支給される奨励金「フィード・イン・タリフ」は、ドイツやオーストリアとほぼ同率である。バイオマスの分野ではドイツ企業、オーストリア企業、米国企業（ゼネラル・エレクトリック社）をはじめとして多数の外国企業がチェコでプロジェクトを実施している。

バイオマスエネルギーの中で主要なものは特殊栽培によるもので、7年間から 9年間継続して利用可能である。伐採・乾燥されてから発電所で利用される。現在はウクライナから輸入しているが、チェコ農業の現状では耕作されていない土地面積が非常に大きく、これをバイオマスエネルギー源の栽培に利用することが可能である。

チェコ共和国内の電力の 67%を供給している Czech Energy Work（チェコエネルギー事業）のような代表的な電力会社も、バイオマス燃料と石炭の兼用プラントを数カ所保有している。法律の制定に際しては、そうした企業が通常の木材チップ

用でなく、バイオマス用発電所の稼働に対してのみインセンティブを享受できるような制度を盛り込むことが考えられる。

ハンガリー環境 NGO(インタビュー先: Environmental Management and Law Association (EMLA) Fulop Sandor 博士)

a) EMLA の成り立ちと事業内容

EMLA (環境管理・法律協会) は 1992 年に設立された科学学会で、その前身は 1991 年に設立された EMLA 財団だった。アメリカの法学生が創設者の 1 人となり、創立当初はロックフェラー財団からの多大な支援があったことなどアメリカの影響を受け、1994 年には「公共の利益」を目的とする環境法律会社となった。1999 年以来、パブリック・ユティリティー (公益事業) 組織となっている。

EMLA には技術大学の法学部や経済学部の環境専門家がいるほか、科学者、エンジニア、法廷弁護士によって構成されている。事業内容は以下の 3 つに大別される。

- コンサルティング業務や科学研究活動。政府や民間企業、欧州委員会を顧客とする。
- 法廷での業務。一例として、EMLA に所属する弁護士がチェルノブイリ原発事故の裁判で 5 年前に勝訴している。
- エンジニアリング業務。各自治体の環境計画や都市計画、PRTR (環境汚染物質排出移動量登録) や GIS (地理情報システム) による環境・経済の問題点の特定・収集などを扱う。

EMLA は、非営利・非政府機関であり独立系シンクタンクである。公益業務については、無償で行っており、コンサルティング業務による収益金をこうした無償の公益業務の費用にあてている。政府の依頼によるコンサルティング業務については、市場価格で行っている。民間企業に対しては、コンサルティング業務で関わっている。例えば包装会社のテトラパックが設立したテトラパック財団については、法律代理業務に携わっている。これは環境財団で EMLA も積極的に支援しており、この財団を設立したテトラパックの幹部を EMLA の取締役会に招いている。なお最近では日本人のインターンも約 1 年間在籍していた。

b) 環境省及び産業界と NGO の協力体制

ハンガリー独自のシステムとして成功しているのが、1996 年に始まった全国環境委員会 (National Environmental Committee) である。同委員会は政府直属のコンサルティング機関で、影響力も大きい。環境大臣 1 人、科学アカデミーから 7 人、産業界から 7 人、NGO の全国組織から 7 人、計 22 人で構成され、科学分野、産業界、NGO の代表が同数となっている。科学分野・NGO と産業界関係者の間には大きな意見対立があると考えられていたが、実際には産業界にも NGO にも受

け入れられる数多くの解決策で合意している。この制度は協力体制の好例と言える。委員会の事務業務は、環境省が担っており、連絡は環境省を通じて行う必要がある。Sandor 博士は以前この委員会の副議長を務めていたこともある。